

神奈川県県土整備局における
総合評価方式に関する
運用ガイドライン

〔建設工事編〕

令和6年4月

神奈川県県土整備局

目 次

1	ガイドラインの意義	1
2	総合評価方式の概要	2
3	総合評価方式の基本的事項	3
	(1) 総合評価方式のタイプ	
	(2) 技術力等の評価	
	(3) 評価項目及び評価点	
	(4) 落札候補者の決定方法	
4	入札契約手続きの流れ	10
5	学識経験者に対する意見聴取	11
	(1) 神奈川県県土整備局総合評価審査委員会	
6	技術資料の評価方法等	12
	(1) 評価項目の設定	
	(2) 技術資料の提出	
	(3) 技術資料の評価	
	(4) 配置予定技術者の評価期間に休業期間が重複する場合の取扱い	
	(5) 技術資料に係るヒアリングに関する事項	
	(6) 技術資料の内容の履行に関する事項	
7	総合評価方式に係る事項の公表	31
	(1) 入札手続き開始時における明示	
	(2) 落札者決定時における明示	
	(3) 落札者以外の入札参加者の「技術評価点」及び「評価値」について	
	(4) 技術提案等の取扱い上の留意点	
＜参考資料＞		
	・ 技術資料提出様式一覧	33
	・ 技術資料の提出について	49
	・ 共同企業体の取扱い	51
	・ 配置予定技術者の評価期間に休業期間が重複する場合の取扱い	54
	・ 神奈川県県土整備局建設工事に係る「総合評価方式」実施要領	56
	・ 契約内容の履行に関する調査様式	59
	・ 神奈川県県土整備局総合評価審査委員会設置要綱	69

1 ガイドラインの意義

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年 4 月施行、令和元年 6 月改正）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成 17 年 8 月閣議決定、令和元年 10 月一部変更）」を踏まえ、全国的に総合評価方式による入札制度の導入が推進されている中、神奈川県県土整備局においても、当該工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することにより、工事目的物の性能の向上・長寿命化、維持管理費の縮減、環境配慮の向上等が図られる工事を対象として、平成 17 年度から総合評価方式の試行を行い、平成 18 年度からは、入札制度「かながわ方式」と併せ、“公共工事の品質確保”、“建設業者の健全育成”の一層の充実に取り組んでいる。

総合評価方式は、従来の価格競争による落札方式と異なり、「価格」以外の要素として、技術提案や施工実績等による「企業の技術力」を総合的に評価して落札者を決定する方式であることから、落札者決定の方法、評価項目等について、予め入札参加者に周知する必要がある。

このガイドラインは、神奈川県県土整備局において、建設工事における総合評価方式の実施にあたっての基本的事項を解説したものであり、平成 19 年 5 月の策定以来、より効率的かつ円滑に実施することを目的に、これまでの実績を反映させた改定を行ってきたものである。

2 総合評価方式の概要

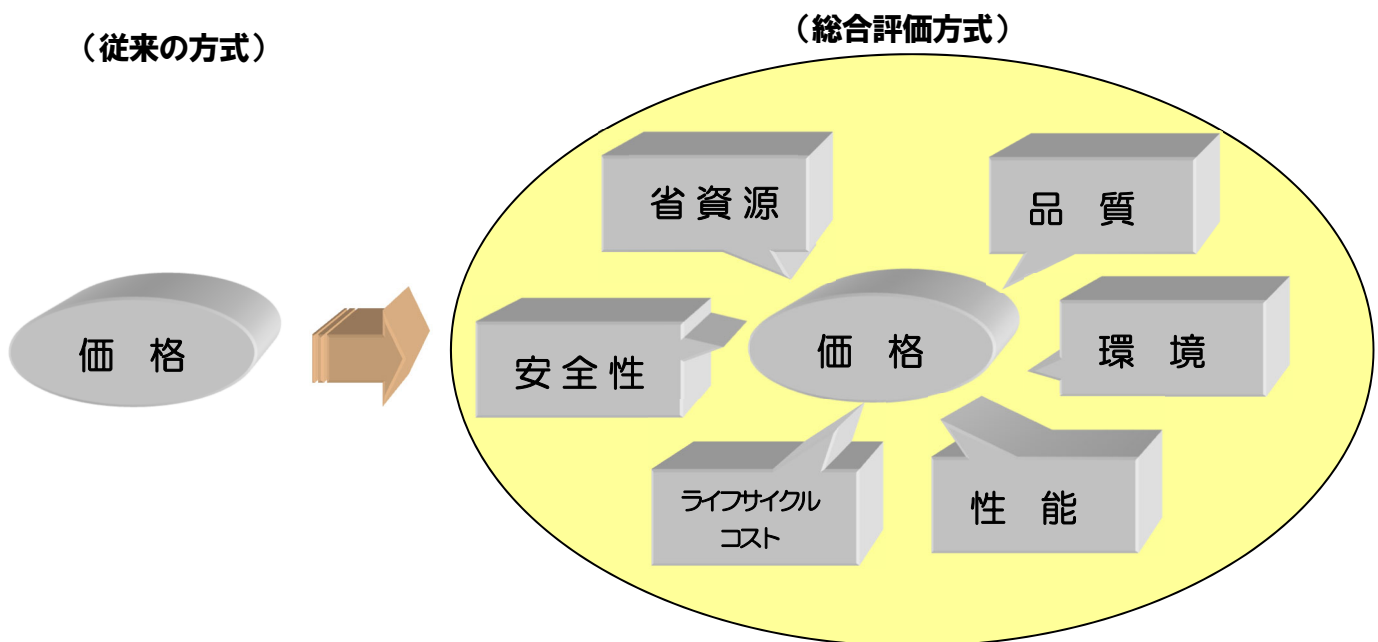
近年における我が国の厳しい財政状況を背景に、公共事業が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等、公共工事の品質低下が懸念されている。

このような背景のもと、公共工事の品質の確保を目的とした「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年4月に施行された（令和元年6月改正）。この法律では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないとされている。

また、平成17年8月に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（令和元年10月一部変更）」の中で、公共工事の品質確保を図るためには、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることも重要であり、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、その場合の落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするのが基本となるとされている。

総合評価方式は、「入札価格」の他に「価格以外の技術的要素」を評価の対象に加え、数値化した「評価値」の最も高い者を落札者とすることで、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示した施工業者を選定するものである。ここでいう「価格以外の技術的要素」とは、工事目的物の性能・機能の向上、施工方法の工夫などの技術提案や同種工事の施工実績等が該当する。

総合評価方式を適用していくことにより、工事の施工に必要な優れた技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の一層の向上が図れることになる。また、企業の技術力の競争がモチベーションの向上に繋がり、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されることも期待できる。

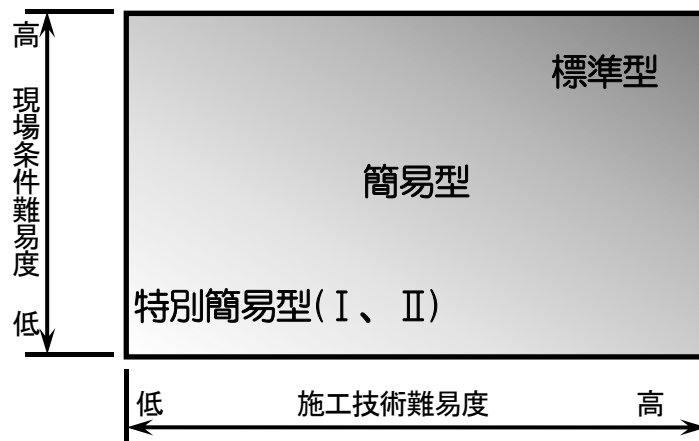


3 総合評価方式の基本的事項

県土整備局における総合評価方式は、工事品質の一層の向上が図られる工事を対象として、入札制度「かながわ方式」のもとに実施していくこととする。

(1) 総合評価方式のタイプ

適用する工事の特性や難易度に応じて、「標準型」、「簡易型」及び「特別簡易型(I,II)」の中から当該工事に適したタイプを選択する。



「施工技術難易度」：重要構造物や特殊な技術を用いる等、施工技術の難易度

「現場条件難易度」：安全対策や工程管理、地域への配慮等、現場条件の難易度

施工技術難易度・現場条件難易度と総合評価方式のタイプとの基本的関係

ア 標準型

構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求め、民間企業の優れた技術力を活用することにより、工事の品質をより高めることを期待する工事で、施工技術難易度や現場条件難易度が特に高く、発注者が技術提案を求めたい場合に適用するタイプ。

技術資料として、「総合的なコストの縮減」、「工事目的物の性能・機能の向上」、「社会的要請への対応」から原則1つ選択するとともに、「CO₂排出削減（平成23年度から休止中）」について、技術提案及び技術提案に係る施工計画を求める。

また、必要に応じ、企業や配置予定技術者の技術的能力、企業の社会性・信頼性及び地域特有の課題（施策）への取組に関する資料を求める。

イ 簡易型

当該工事の施工に必要な、適切かつ確実な施工能力をもつ企業に施工させることにより、工事の品質をより高めることを期待する工事で、施工技術難易度や現場条件難易度が高く、発注者が施工計画に係る技術的所見を求めたい場合に適用するタイプ。

技術資料として、「工事目的物や材料等の品質管理」、「施工上の課題」、「安全対策」、「工程管理」から原則1つを選択するとともに、「工事中のCO₂排出削減（平成23年度から休止中）」について、簡易な施工計画の技術的所見を求めるほか、企業や配置予定技術者の技術的能力、企業の社会性・信頼性及び地域特有の課題（施策）への取組に関する資料を求める。

ウ 特別簡易型（Ⅰ）

簡易型に準じて、施工技術難易度や現場条件難易度がある程度高いが、技術的な工夫の余地が小さく、施工計画に係る技術的所見を求めることを要さない場合に適用するタイプ。

技術資料として、企業や配置予定技術者の技術的能力、企業の社会性・信頼性及び地域特有の課題（施策）への取組に関する資料を求める。

エ 特別簡易型（Ⅱ）

特別簡易型ではあるが、特別簡易型（Ⅰ）と比べ、中小規模の工事において、安定的な品質確保を図るため、主に配置予定技術者の技術的能力を求めたい場合に適用するタイプ。

技術資料として、企業や配置予定技術者の技術的能力及び企業の社会性・信頼性への取組に関する資料を求める。

なお、各タイプの選択にあたり適用する設計金額の範囲は、次表を目安とする。

設計金額（税込み）とタイプ

タイプ	設計金額			
	500万	3,000万	1億	6億
標準型			■ ■	
簡易型		■ ■		■ ■ ■
特別簡易型（Ⅰ、Ⅱ）	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			

各タイプに適用する設計金額（税込み）の範囲

(2) 技術力等の評価

総合評価方式における技術力等の評価は、各タイプに設定された、企業の技術力、企業の社会性・信頼性及び地域特有の課題（施策）への取組に係る評価種別ごとの評価項目により行う。

ア 企業の技術力

技術提案及び技術提案に係る施工計画、簡易な施工計画の技術的所見（以下「技術提案等」という。）により、企業の当該工事に対する技術特性の理解度や施工技術力を評価するとともに、過去の施工実績、工事成績等により、企業及び配置予定技術者の技術的能力を評価する。

イ 企業の社会性・信頼性

災害応急工事等の地域貢献に該当する締結協定等の有無や、建設業労働災害防止協会への加入、登録基幹技能者の配置等を社会性・信頼性として評価する。

ウ 地域特有の課題（施策）への取組

発注所属の判断により設定される地域特有の課題（施策）への取組を評価する。

(3) 評価項目及び評価点

評価種別	評価項目	標準型		簡易型		特別簡易型(I)		特別簡易型(II)				
		適用	評価点	適用	評価点	適用	評価点	適用	評価点			
企業 の 技術力	技術提案 及び 技術提案に 係る施工計画	総合的なコストの削減に関する技術提案	必須※1	15	/	/	/	/	/			
		工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案										
		社会的要請への対応に関する技術提案										
	簡易な施工計画 の技術的所見	CO ₂ 排出削減に関する技術提案 [定量的内容]	休止中	—	/	/	/	/	/			
		工事目的物や材料等の品質管理に係る技術的所見	/	/						/	/	/
		施工上の課題に対する技術的所見										
		施工上配慮すべき安全対策に係る技術的所見										
		工程管理に係る技術的所見										
	工事中のCO ₂ 排出削減に係る技術的所見 [定量的内容]	休止中			—							
	企業 の 技術的能力	① 過去の同種工事の施工実績	選択	1	必須	1	必須	1	/			
		② 過去3年間の工事成績評定点の平均点	選択	2	必須	2	必須	2				
		③ 優良工事等表彰の受賞実績	選択	1.5	必須	1.5	必須	1.5				
		④ 地域精通度	選択	1	選択	1	選択	1				
		⑤ ISO9001の認証取得	選択	0.5	選択	0.5	選択	0.5				
		⑥ 週休2日制確保モデル工事の履行実績	選択	1	選択	1	選択	1				
		⑦ ICT活用工事の実施	選択	1	選択	1	選択	1				
	配置予定技術者 の技術的能力	⑧ 過去の同種工事の施工実績	選択	1~2	必須	1~2	必須	1~2	必須	1		
⑨ 過去3年間の工事成績評定実績		選択	1~2	必須	1~2	必須	1~2	必須	1			
⑩ 取得資格		選択	1	必須※3	1	必須※3	1	必須※3	1			
⑪ 継続教育(CPD)実績		選択	0.5	選択	0.5	選択	0.5	/				
⑫ 若手技術者・担い手の育成実績		選択	1	選択	1	選択	1					
企業 の 社会性・信頼性	⑬ 災害時等の地域貢献	選択	1	選択	1	選択	1	選択	1			
	⑭ 建設業労働災害防止協会への加入	選択	0.5	必須※3	0.5	必須※3	0.5	/				
	⑮ 登録基幹技能者の配置	選択	1	選択	1	選択	1					
	⑯ 新卒者(技術職)の雇用実績	選択	1	選択	1	選択	1					
	⑰ 建設キャリアアップシステムの事業者登録【試行】	選択	1	選択	1	選択	1					
地域特有の課題 (施策)への 取組	自由設定項目-1 ※4	選択	1~2	選択	1~2	選択	1~2		/			
	⑱ 自由設定項目-2	選択	1	選択	1	選択	1					
	自由設定項目-3	選択	1	選択	1	選択	1					
評価点計			15~37		16.5~37		6.5~22		4~6			

※1 原則1評価項目を選択する。

※2 10点を標準とするが、特に「簡易な施工計画の技術的所見」に重点を置く場合は15点とすることができる。

※3 原則必須とするが、入札参加資格とする場合は、選択しない。

※4 「自由設定項目」を1項目のみ設定する場合は、評価点を2点とすることができる。

(4) 落札候補者の決定方法

総合評価の方法は、標準点[100点]と技術力等の評価に基づく加算点[評価点計]の合計である技術評価点を入札価格(税抜き)で除して得た評価値をもって行う「除算方式」とし、次の評価値算出方法による。なお、入札価格が品質確保保証価格^{※1}未満の場合は、入札価格を品質確保保証価格に置き換えて、評価値を算出する。(WTOは「神奈川県県土整備局政府調達対象工事に係る「総合評価方式」試行要領」に定める。)

落札候補者の決定にあたっては、入札価格が有効な範囲内(予定価格以下、失格基準価格^{※2}以上)で、「技術力等の評価」において失格とならなかった者(失格については、14頁参照)のうちから、評価値が最も高い者が落札候補者となる。

なお、技術資料の審査の結果、評価値の最も高い者が複数存在する場合は、「くじ引き」を実施し、落札候補者を決定する。

ただし、評価値の最も高い者の入札価格が品質確保保証価格に99%を乗じて得た金額(1円未満は切り捨てる。)未満から失格基準価格以上の範囲にある場合には、その入札を行った者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを具体的に判断するため、「契約内容の履行に関する調査」を行い、調査の結果、その入札価格によって契約内容に適合した履行がされると確認できた場合は落札候補者となるが、契約金額は、評価値算出に使用した品質確保保証価格ではなく、その者の入札価格(入札書に記載された金額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額とする。

ア 評価値算出方法

評価値の算出は、判定を容易にするため、100万を乗じた値とする。

(7) 入札価格 ≥ 品質確保保証価格の場合

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 1,000,000 \\ &= \frac{\text{標準点}[100点] + \text{加算点}[評価点計]}{\text{入札価格}} \times 1,000,000 \end{aligned}$$

(4) 品質確保保証価格 > 入札価格 ≥ 失格基準価格の場合

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \frac{\text{技術評価点}}{\text{品質確保保証価格}} \times 1,000,000 \\ &= \frac{\text{標準点}[100点] + \text{加算点}[評価点計]}{\text{品質確保保証価格}} \times 1,000,000 \end{aligned}$$

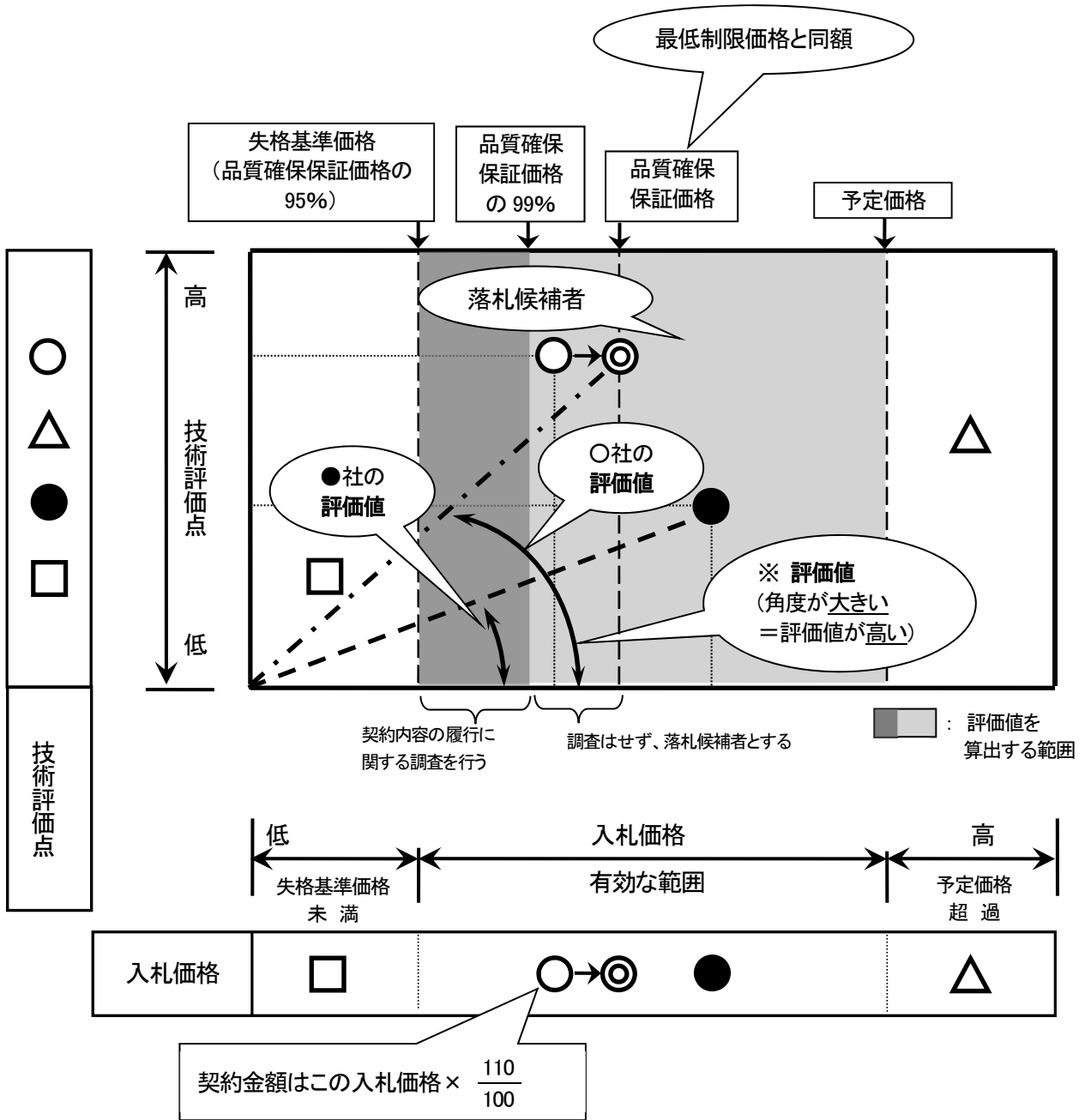
※1 予定価格(税抜き)に品質確保保証価格率(「最低制限価格率(%)算出の具体式^{※3}」と同じ式を用いて算出し、率は小数点以下第1位を切り上げて整数とする。)(%)を乗じて得た金額(ただし、1円未満切り捨てる。)とする。

※2 品質確保保証価格(税抜き)に95%を乗じて得た金額(ただし、1円未満は切り捨てる。)とする。

※3 詳細は、次の県のホームページに掲載

(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12739.html>)

落札候補者決定の考え方



- 社：品質確保保証価格未滿であるため、◎を入札価格として評価値を算出する。その結果、評価値が最も高くなるため、落札候補者となる。ただし、契約金額は○の入札価格 × 110/100 となる。
- 社：○社より評価値が低く、落札候補者とならない。
- △社：入札価格が予定価格を超過しており、有効な範囲から外れたため、評価値の算出は行わない。
- 社：入札価格が失格基準価格未滿であり、有効な範囲から外れたため、評価値の算出は行わない。

イ 契約内容の履行に関する調査

次の資料提出を求め、記載内容について、事情聴取を行う。なお、資料提出に代えて「契約内容の履行に関する調査資料等の提出に代わる申出書（様式－４）」を提出することができるが、その場合は、その者の入札を無効とする。

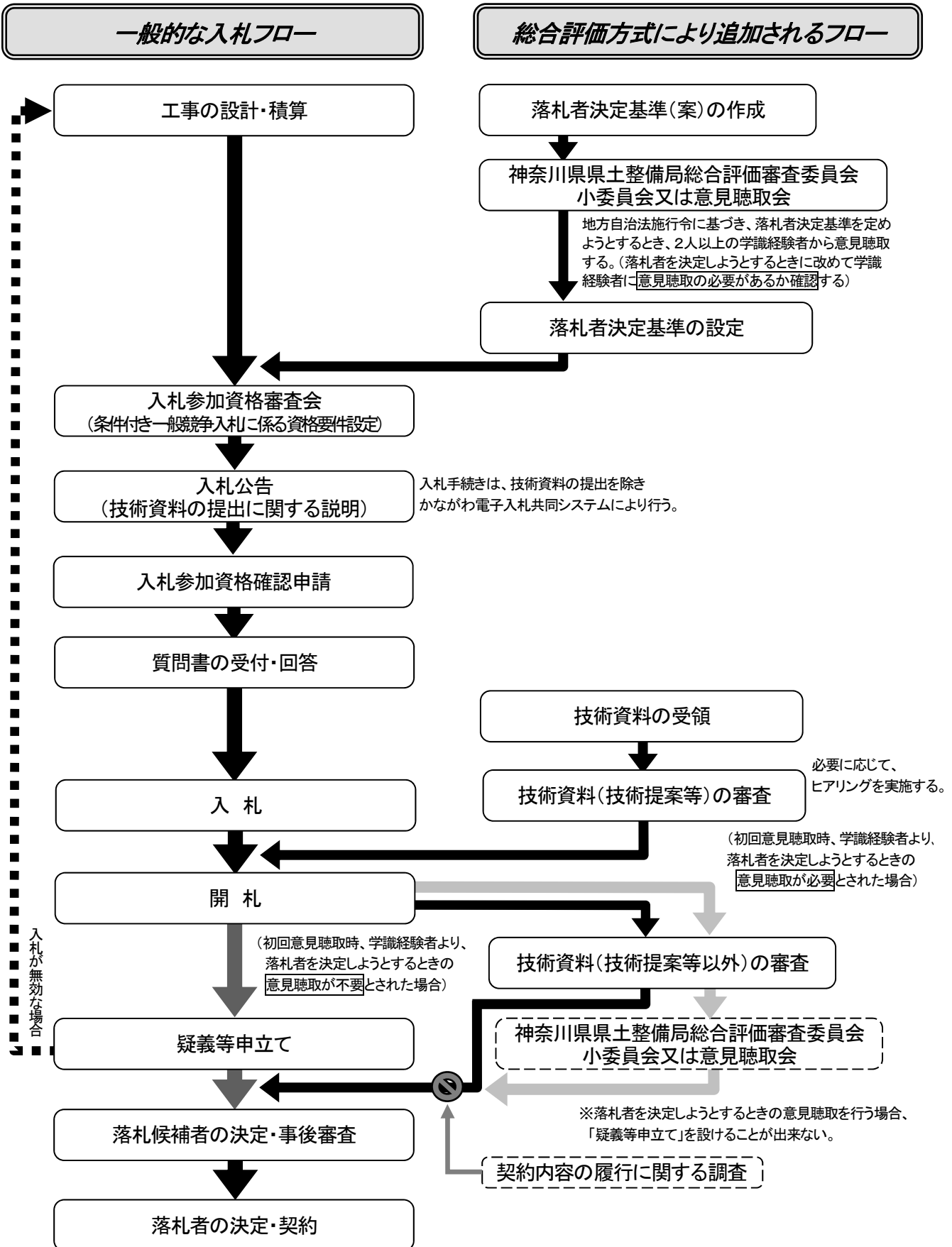
- (ア) 当該入札価格で施工可能な理由（様式－１）
 - (イ) 品質確保の体制に関する事項（品質管理計画書）（様式－２）
 - (ウ) 安全衛生管理の体制に関する事項（点検計画）（様式－３）
 - (エ) その他必要に応じて発注所属長が定める事項
- ※ 必要に応じて、提出様式の記載内容の根拠資料を添付すること。

資料提出の期限は、その入札を行った者に対して調査実施の通知をした日の翌日から起算して３日以内（土曜日・日曜日・祝日・「山の日」からお盆期間（８月１１日から８月１６日まで）・年末年始（１２月２９日から１月３日まで）を除く。（以下「閉庁日等を除く。」という。))とする。

事情聴取の実施は、資料受領日の翌日から起算して５日以内（閉庁日等を除く。）に行うことを原則とし、配置予定技術者を含めた資料内容を説明できる者の出席を求めるものとする。なお、事情聴取の際は、提出された資料の記載内容について、その根拠資料の提示を求めることがある。

4 入札契約手続きの流れ

総合評価方式による入札執行の手続きについては、次により行う。



5 学識経験者に対する意見聴取

落札者決定基準を定めようとするときは、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、あらかじめ二人以上の学識経験者の意見を聴くこととされている。また、落札者を決定するときに改めて意見聴取の必要があるとされた場合には、改めて意見を聴くこととされている。(地方自治法施行令第167条の10の2、地方自治法施行規則第12条の4)

(1) 神奈川県県土整備局総合評価審査委員会

県土整備局では学識経験者の意見を聴く場として、次のとおり総合評価に係る委員会を設置している。

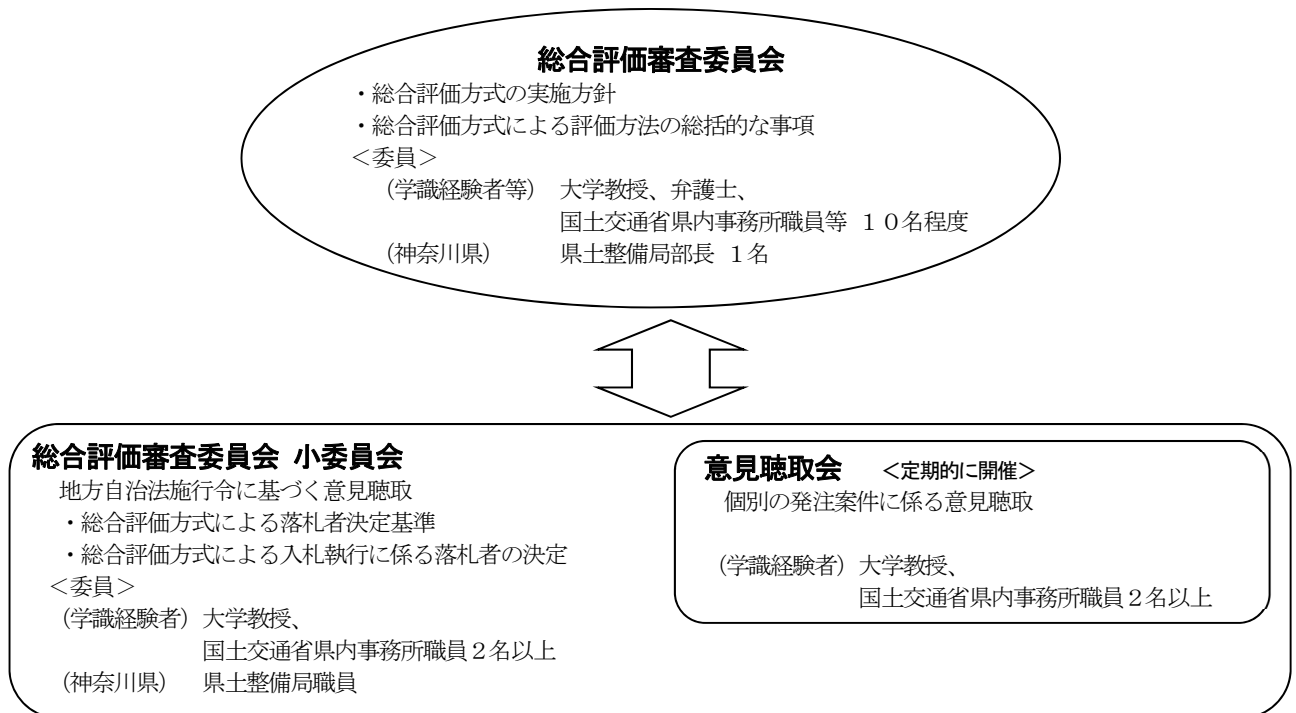
ア 総合評価審査委員会

総合評価審査委員会は県土整備局職員のほか、学識経験者等の第三者の有識者によって構成しており、県土整備局における総合評価方式の実施方針等について、意見を聴く。

イ 総合評価審査委員会小委員会及び意見聴取会

総合評価審査委員会の下に小委員会及び意見聴取会を設置し、総合評価方式を個別の案件に適用するにあたって、地方自治法施行令に基づき必要となる意見聴取を行う。

個別の案件に係る意見聴取を効率的に行うため、定期的に意見聴取会を開催する。



神奈川県県土整備局総合評価審査委員会の組織体系

6 技術資料の評価方法等

(1) 評価項目の設定

総合評価方式のタイプ（標準型・簡易型・特別簡易型(I)・特別簡易型(II)）ごとに設定された必須の評価項目のほか、工事の特性等を踏まえて評価項目を選択し、求める具体的な提案や施工計画の内容を設定する。

ア 標準型における評価項目

標準型においては、「総合的なコストの縮減に関する技術提案」、「工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案」、「社会的要請への対応に関する技術提案」から原則1つ選択するとともに、「CO₂排出削減に関する技術提案〔定量的内容〕（平成23年度から休止中）」については原則必須の評価項目とする。

また、必要に応じ、企業や配置予定技術者の技術的能力、企業の社会性・信頼性及び地域特有の課題（施策）への取組に関する評価項目を選択する。

イ 簡易型における評価項目

簡易型においては、企業の技術力及び社会性・信頼性を評価するため、企業及び配置予定技術者の過去の施工実績や工事成績等の客観的基準に基づく評価項目を必須とし、必要に応じ他の評価項目及び「地域特有の課題（施策）への取組」を選択する。

加えて、「工事目的物や材料等の品質管理に係る技術的所見」、「施工上の課題に対する技術的所見」、「施工上配慮すべき安全対策に係る技術的所見」、「工程管理に係る技術的所見」から原則1つ選択するほか、必要に応じ、「工事中のCO₂排出削減に係る技術的所見〔定性的内容〕（平成23年度から休止中）」を選択する。

ウ 特別簡易型(I)における評価項目

特別簡易型(I)においては、企業の技術力及び社会性・信頼性を評価するため、企業及び配置予定技術者の過去の施工実績や工事成績等の客観的基準に基づく評価項目を必須とし、必要に応じ他の評価項目及び「地域特有の課題（施策）への取組」を選択する。

エ 特別簡易型(II)における評価項目

特別簡易型(II)においては、企業の技術力を評価するため、企業及び配置予定技術者の過去の工事成績及び配置予定技術者の過去の施工実績等の客観的基準に基づく評価項目を必須とし、必要に応じ社会性・信頼性を評価するため、「災害時等の地域貢献」を選択する。

(2) 技術資料の提出

設定した評価項目に応じ、入札参加者に対して技術資料の提出を求めることとする。

ア 提出を求める技術資料

(7) 自己評価点申請書（技術資料表紙）

(4) 配置予定技術者一覧

(5) 技術提案及び技術提案に係る施工計画（様式－1 a）又は（様式－1 a II）

- ・総合的なコストの縮減に関する技術提案
- ・工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案
- ・社会的要請への対応に関する技術提案

- (イ) 技術提案及び技術提案に係る施工計画（様式－１b）（平成23年度から休止中）及び添付資料
 - ・CO₂排出削減に関する技術提案〔定量的内容〕（平成23年度から休止中）
- (ロ) 簡易な施工計画の技術的所見（様式－１c）又は（様式－１cⅡ）
 - ・工事目的物や材料等の品質管理に係る技術的所見
 - ・施工上の課題に対する技術的所見
 - ・施工上配慮すべき安全対策に係る技術的所見
 - ・工程管理に係る技術的所見
 - ・工事中のCO₂排出削減に係る技術的所見〔定性的内容〕（平成23年度から休止中）
- (ハ) 企業の技術的能力（様式－２a）及び添付資料
 - ・過去の同種工事の施工実績
 - ・過去3年間の工事成績評定点の平均点
 - ・優良工事等表彰の受賞実績
 - ・地域精通度
 - ・ISO9001の認証取得
 - ・週休2日制確保モデル工事の履行実績
 - ・ICT活用工事の実施
- (ニ) 工事成績の実績表（様式－２b）※工事成績評定点の平均点を算出するための実績表
- (ホ) 配置予定技術者の技術的能力（様式－３）及び添付資料
 - ・過去の同種工事の施工実績
 - ・過去3年間の工事成績評定実績
 - ・取得資格
 - ・継続教育（CPD）実績
 - ・若手技術者・担い手の育成実績
- (ヘ) 企業の社会性・信頼性（様式－４）及び添付資料
 - ・災害時等の地域貢献
 - ・建設業労働災害防止協会への加入
 - ・登録基幹技能者の配置
 - ・新卒者（技術職）の雇用実績
 - ・建設キャリアアップシステムの事業者登録【試行】
- (コ) 地域特有の課題（施策）への取組（様式－５）及び添付資料

イ 技術資料を求めるときの留意事項

技術資料は、原則として紙媒体による提出を求める。

なお、様式－１a、１aⅡ、（１b（休止中））、１c、１cⅡについては、記載内容を記録した電子媒体の提出も併せて求める。

また、提出された技術資料の記載内容の変更は認めない。

(3) 技術資料の評価

提出された技術資料の評価は、15～28 頁に示す評価基準及び評価点に基づき行うこととするが、記載内容に明らかな誤りがある評価項目は加点しないものとする。

なお、自己評価点申請書（技術資料表紙）を提出しなかった者の評価点は0点とし、配置予定技術者一覧や各提出様式を提出しなかった者のその様式に係る評価点は0点とする。添付資料に不備がある場合は、その評価項目を0点とする。

また、技術資料を全く提出しなかった者は失格とする。

標準型及び簡易型の技術提案等においては、以下に示す場合は失格とする。

- (ア) 評価項目に対応した内容の記載が全く無い場合
 - (イ) 誹謗中傷、各種法令違反、事実と反する虚偽の記載がある場合
 - (ウ) 自社の名称、過去に施工した工事名や工事場所等、自社を特定できる記載がある場合
- さらに、標準型及び簡易型の技術提案等は、15～17 頁に示す評価基準に加えて、提出様式裏面に記載する各注意事項等（フォント、文字数ほかを規定）により評価する。

<技術資料の評価手順>

- ① 技術提案に係る評価項目（標準型の「技術提案及び技術提案に係る施工計画」と簡易型の「簡易な施工計画の技術的所見」）は、開札前に、入札参加者全員について、「評価基準」に基づき評価点を算出する。
- ② 開札後に、①の評価点と「自己評価点申請書」による自己評価点の合算点を用いて評価値の算出を行う。
- ③ 評価値の最も高い者から順に、提出された技術資料について「評価基準」に基づき評価を行い、評価値の最も高い者が特定された時点で、その者を落札候補者に確定し、そのほかの自己評価点が低い者の技術資料については、評価を行わない。

なお、評価項目の評価点は、自己評価点の根拠（提出様式及び添付資料）の確認の可否に応じて、次のとおりとする。

- (ア) 自己評価点の根拠が、提出様式及び添付資料から確認できない場合は、その評価項目の評価点は0点とする。
- (イ) 提出様式及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評価点が本来得られる点より高い場合は、その評価項目の評価点は0点とする。
- (ウ) 提出様式及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評価点が本来得られる点より低い場合は、その評価項目の評価点は、自己評価点どおりとする。

ア 技術提案及び技術提案に係る施工計画〔評価点：15点〕

(CO₂ 排出削減に関する技術提案が平成 23 年度から休止中のため)

当該工事の特性を踏まえ、3つの評価項目から原則1つ選択し、個別案件ごとに評価項目の詳細事項を設定する。また、評価にあたっては、以下に示す「提案数評価」とするか、「優良可評価」とするかを選択する。CO₂ 排出削減に関する技術提案（平成 23 年度から休止中）については、原則必須の評価項目とする。

評価項目	評価基準	評価点
総合的なコストの縮減に関する技術提案	総合的なコストの縮減に関する具体的で優れた技術提案内容であり、現地の環境条件（地形・地質、環境、地域特性等）を踏まえた実現性のある施工計画の記載について評価する。	15 〔原則 1 評価項目 選択〕
工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案	工事目的物の性能・機能の向上に関する具体的で優れた技術提案内容であり、現地の環境条件（地形・地質、環境、地域特性等）を踏まえた実現性のある施工計画の記載について評価する。	
社会的要請への対応に関する技術提案	社会的要請への対応に関する具体的で優れた技術提案内容であり、現地の環境条件（地形・地質、環境、地域特性等）を踏まえた実現性のある施工計画の記載について評価する。	

〈評価点の考え方について〉

（提案数評価の場合）

- ① 評価項目の詳細事項に対応した適切な内容の記載がある場合、基礎点として3点※を加点する。
- ② 現場施工に不向きな記載がある場合、提案1つあたり1点を減点する。
(①から減点し、減点の上限を3点とする。)
- ③ 具体的工夫のある提案1つあたり1点を加点し、最大12点まで加点する。
- ④ 具体的工夫のある提案数が12を超える企業がある場合、提案が最も多い企業を12点とし、以下比例配分した点数を加点する。
- ⑤ ①～③又は①②④の合計を評価点とし、最大15点とする。

$$\text{評価点} = (3 - \text{不向きな記載による減点}) + 12 \times \frac{\text{具体的工夫のある提案の数}}{\text{具体的工夫のある提案の最大値}}$$

(提案数が12以下の場合、12)

※ 評価項目を複数選択した場合は、各々の評価項目の詳細事項に対応した適切な内容の記載がある場合に、基礎点として、3点加点することとする。

（優良可評価の場合）

原則、1つの評価項目について、3つの詳細事項を設定し、1つの詳細事項毎に技術提案を求める。提出された技術提案について、詳細事項毎に評価指標により、優、良又は可を判定し、判定結果に応じて評価点を付与する。(5点×3詳細事項=最大15点)

【評価指標】

① 優 【5点】

提案内容の具体性が示され、かつ大きな効果が期待できる内容のもので、設計図書の条件に対して合理的で定量的な根拠や検討結果が十分に示されており、その内容が優れているもの。

② 良 【2.5点】

提案内容の具体性が示され、かつ効果が期待できる内容のもので、設計図書の条件に対して合理的で定量的な根拠や検討結果が示されているもの。

③ 可 【0点】

「優」及び「良」以外の内容のもので、設計図書の条件と同等のもので、提案による施工を認めるもの。

評価項目	評価基準	配点
CO ₂ 排出削減に関する技術提案〔定量的内容〕	実現性のある施工計画に基づく、CO ₂ 排出削減の提案数値を評価する。	5

<評価点の考え方について>

① 具体的なCO₂排出削減量に基づくCO₂排出削減量が最大の企業に、最大5点を加点する。

② それ以外の企業には、最大のCO₂排出削減量をもとに、提案したCO₂排出削減量により比例配分した点を加点する。

③ ただし、最大CO₂排出削減量が、標準施工時のCO₂排出量の50%に満たない場合は、全ての企業に対して、標準施工時のCO₂排出量の50%をもとに、提案したCO₂排出削減量により比例配分した点を加点する。

(P13「(1)評価項目の設定」参照)

$$\text{技術提案の評価点} = 5 \times \frac{\text{具体的なCO}_2\text{排出削減量}}{\text{具体的な最大CO}_2\text{排出削減量 (又は標準施工時のCO}_2\text{排出量の50\%)}}$$

イ 簡易な施工計画の技術的所見〔評価点：10又は15点〕

(工事中のCO₂排出削減に係る技術的所見が平成23年度から休止中のため)

当該工事の特性を踏まえ、4つの評価項目から原則1つ選択し、個別案件ごとに評価項目の詳細事項を設定する。評価点は、10点を標準とするが、特に「簡易な施工計画の技術的所見」に重点を置く場合は15点とすることができる。また、「工事中のCO₂排出削減に係る技術的所見（平成23年度から休止中）」については、必要に応じて選択する。

評価項目	評価基準	評価点
工事目的物や材料等の品質管理に係る技術的所見	工事目的物や材料等の品質の確認方法、管理方法等が現場条件を踏まえて適切であり、具体的な優れた工夫の記載について評価する。	10 又は 15 (原則 1評価項目 選択)
施工上の課題に対する技術的所見	課題への対処について、現場条件を踏まえて適切であり、具体的な優れた工夫の記載について評価する。	
施工上配慮すべき安全対策に係る技術的所見	施工上配慮すべき安全対策等について、現場条件を踏まえて適切であり、具体的な優れた工夫の記載について評価する。	
工程管理に係る技術的所見	工事の実施手順を含め、工程管理が適切であり、現場条件を踏まえて適切であり、具体的な優れた工夫の記載について評価する。	

<評価点の考え方について>

(評価点が10点の場合)

- ① 評価項目の詳細事項に対応した適切な内容の記載がある場合、基礎点として2点*を加点する。
- ② 現場施工に不向きな記載がある場合、所見1つあたり1点を減点する。
(①から減点し、減点の上限を2点とする。)
- ③ 具体的な工夫のある所見1つあたり1点を加点し、最大8点まで加点する。
- ④ 具体的な工夫のある所見数が8を超える企業がある場合、所見が最も多い企業を8点とし、以下比例配分した点数を加点する。
- ⑤ ①～③又は①②④の合計を評価点とし、最大10点とする。

$$\text{評価点} = (2 - \text{不向きな記載による減点}) + 8 \times \frac{\text{具体的工夫のある所見の数}}{\text{具体的工夫のある所見の最大値 (所見数が8以下の場合は、8)}}$$

(評価点が 15 点の場合)

- ① 評価項目の詳細事項に対応した適切な内容の記載がある場合、基礎点として 3 点*を加点する。
- ② 現場施工に不向きな記載がある場合、所見 1 つあたり 1 点を減点する。
(①から減点し、減点の上限を 3 点とする。)
- ③ 具体的工夫のある所見 1 つあたり 1 点を加点し、最大 12 点まで加点する。
- ④ 具体的工夫のある所見数が 12 を超える企業がある場合、所見が最も多い企業を 12 点とし、以下比例配分した点数を加点する。
- ⑤ ①～③又は①②④の合計を評価点とし、最大 15 点とする。

$$\text{評価点} = (3 - \text{不向きな記載による減点}) + 12 \times \frac{\text{具体的工夫のある所見の数}}{\text{具体的工夫のある所見の最大値}}$$

(所見数が 12 以下の場合は、12)

※ 評価項目を複数選択した場合は、各々の評価項目の詳細事項に対応した適切な内容の記載がある場合に、基礎点として、2 点 (3 点) 加点することとする。

評価項目	評価基準	配点
工事中の CO ₂ 排出削減に係る技術的所見 [定量的内容]	工種・工法における CO ₂ 排出削減に関する工夫の定量的内容の記載について評価する。	1

現在休止中

<加点の考え方について>
 評価項目の詳細事項に対応した具体的工夫の定量的内容の記載がある場合、1 点を加点する。
 (P13「(1)評価項目の設定」参照)

ウ 企業の技術的能力〔評価点計：－2 ～ 8点〕

評価項目	評価基準	評価点
① 過去の同種工事の施工実績	あり	1
	なし	0
② 過去3年間の 工事成績評定点の平均点	80点以上	2
	75点以上80点未満	1
	65点以上75点未満 又は対象工事無し	0
	55点以上65点未満	－1
	55点未満	－2
③ 優良工事等表彰の受賞実績	過去3年間に同じ工事分野で実績あり	1.5
	過去3年間に異なる工事分野で実績あり	1
	過去10～4年間に同じ工事分野で実績あり	1
	過去10～4年間に異なる工事分野で実績あり	0.5
	なし	0
④ 地域精通度	あり	1
	なし	0
⑤ ISO9001 の認証取得	あり	0.5
	なし	0
⑥ 週休2日制確保モデル工事の履行実績	あり	1
	なし	0
⑦ ICT活用工事の実施	ICT施工技術を全面的に活用	1
	ICT施工技術を一部に活用	0.5
	上記に該当しない	0

(7) 評価項目①：過去の同種工事の施工実績

過去3～10年間（年度）に完成し、引渡しを終了した都道府県、市町村、特別区（東京23区）、国及び公団等（国土交通省令で定める法人）の発注工事のうち、請負金額（最終）が500万円以上で、元請負者として受注した、案件ごとに設定する同種工事の施工実績の有無について評価する。

なお、同種工事の設定にあたっては、当該工事の内容・規模・難易度等を勘案し、個別の案件ごとに設定する。

また、下水道工事である場合は、日本下水道事業団、公益財団法人神奈川県下水道公社発注工事も評価対象とすることができる。

同種工事实績の確認は、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）における竣工登録を経て発行された「登録内容確認書（技術データ含む）」（以下「コリンズデータ」という。）の写しで行うこととする。ただし、コリンズデータの写しで行えない時は、契約書、図面及び数量総括表等の写しが添付されている場合に限り、これらで行うことができるものとする。

＜参考＞公団等

建設業法施行規則

（令第四十五条の法人）

第十八条 令第四十五条の国土交通省令で定める法人は、公益財団法人 J K A、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農業者年金基金、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条第一項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社とする。

(4) 評価項目②：過去3年間の工事成績評定点の平均点

過去3年間（年度）に完成し、引渡しを終了した神奈川県県土整備局発注工事のうち、請負金額（最終）が500万円以上で、元請負者として受注した工事の入札の競争参加資格で指定された登録業種が、案件ごとに設定する業種と同じ工事全てを対象として、その工事成績評定点の平均点（小数点以下を切捨て、整数止め）で評価する。ただし、対象となる工事が無い場合は、加減点を行わない。

なお、出来形検査や部分指定に係る完成検査における工事成績評定点は対象としない。また、令和6年度の評価対象工事は次のとおりとする。

（公告日が令和6年4月1日から令和6年6月30日の場合）

令和2年度から令和4年度までに完成し、引渡しを終了した工事

（公告日が令和6年7月1日から令和7年3月31日の場合）

令和3年度から令和5年度までに完成し、引渡しを終了した工事

- ※1 評価点は、提出様式に記載する工事成績評定点の点数に誤りがある場合や、工事成績評定点が記載されていても対象工事を特定できない場合、該当する工事案件が不足する場合、該当しない工事案件の記載がある場合は、いずれも0点とする。ただし、入札参加者の実際の平均点が65点未満となる場合は、評価基準に基づき減点する。
- ※2 登録業種については、工事成績評定通知書の「6 競争参加資格で指定された登録業種」欄で確認する。

第2号様式

年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、神奈川県請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を次のとおり通知します。
 なお、評定の結果に疑問があるときは、(発注者)に対してその疑問の旨を付して、この通知書を受領した日から起算して14日以内に書面により説明を求めることができます。疑問の旨に対する説明は、書面により行います。
 説明を求める場合の手続き等については、下記までお問い合わせ下さい。

記

1 工 事 名

2 工 事 箇 所

3 工 期 平成 年 月 日～平成 年 月 日

4 検査年月日 平成 年 月 日

5 評 定 点 点

6 競争参加資格で指定された登録業種

7 手続き等の問い合わせ先

(住 所)
(事務担当課名)
(電話番号)

第3号様式

事務所名： 検査番号

受注者名：

項目別評定点

評価項目	細 別	評定点 / (標準点) / 満点
1. 施工体制	I 施工体制一般	/ (2.9) / 3.3
	II 配置技術者	/ (2.9) / 4.1
2. 施工状況	I 施工管理	/ (9.4) / 13.0
	II 工程管理	/ (6.1) / 8.1
	III 安全対策	/ (6.2) / 8.8
	IV 対外関係	/ (2.9) / 3.7
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	/ (9.3) / 14.9
	II 品質	/ (9.4) / 17.4
	III 出来ばえ	/ (6.5) / 8.5
4. 工事特性 (加点のみ)	I 施工条件等への対応	/ (3.3) / 7.3
5. 創意工夫 (加点のみ)	I 創意工夫	/ (2.9) / 5.7
6. 社会性等 (加点のみ)	I 地域への貢献等	/ (3.2) / 5.2
評定点計		/ (65.0) / 100.0
7. 法令遵守等 (減点のみ)		
評定点合計		/ (65点) / 100点

(工事成績評定通知書)

(ウ) 評価項目③：優良工事等表彰の受賞実績

過去10年間(年度)における「神奈川県優良工事等表彰」又は「神奈川県県土整備局優良工事等局長表彰」の受賞実績の有無について評価する。

「過去3年間」と「過去10～4年間」を区分し、かつ案件ごとに設定する工事分野と同じ分野か異なる分野かに区分して評価するとし、工事分野は4区分(土木、建築、設備等、水道)とする。

※ 優良工事等表彰の実績及び工事分野の区分については、県のホームページに公表する。

(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f490108.html>)

(イ) 評価項目④： 地域精通度

過去5年間（年度）、案件ごとに設定する地域（発注所属管内、若しくは市町村内、神奈川県内等）において、建設業法に基づく主たる営業所が所在している者（当該工事の入札公告日においても、引き続き同所に営業所が所在している者に限る。）を評価する。

所在の確認は、建設業の許可証等の写しで行う。

(ロ) 評価項目⑤： ISO9001 の認証取得

入札公告日時点における建設工事に関する「ISO9001」の認証取得の有無について評価する。

取得の確認は、登録証の写しで行う。なお、取得が本店等で一括して行われている営業所等の確認は、登録証に対象組織として含まれていることを示す資料の写しで行う。

(カ) 評価項目⑥： 週休2日制確保モデル工事の履行実績

前年度又は当該年度の入札公告日までの間に完成し、引渡しを終了した神奈川県県土整備局が発注した「週休2日制確保モデル工事」のうち、4週8休（現場閉所率28.5%）以上達成の履行実績の有無について評価する。

ただし、令和元年度以降（平成30年度ゼロ県債・ゼロ交付金工事を含む）に発注した工事に限る。

実績の確認は、現場閉所履行報告書（別紙3）の写しで行う。

別紙3

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇〇事務所（センター） 所長 殿

現場閉所履行報告書

受注者 〇〇工業株式会社
代表取締役 〇〇 ××
所在地 神奈川県〇〇市〇〇

現場代理人 県土 花子
主任(監理)技術者 県土 太郎
電話番号 090-0000-0000

代表者印

次のとおり、週休2日制確保モデル工事の実施結果を報告します。

工事名	令和〇年度〇〇〇工事公共（その〇） 県単（その〇）		
工事場所	神奈川県〇〇市〇〇地内		
契約工期	〇〇〇〇年〇月〇日	～	〇〇〇〇年〇月〇日
対象期間	〇〇〇〇年〇月〇日	～	〇〇〇〇年〇月〇日

4週8休以上達成

詳細は裏面のとおりです。
(注) 2部作成し、各々保管する。

工事期間	工事日数 (日)	現場閉所 (日)	現場 閉所率
対象期間全体			
週休2日制確保モデル工事達成状況	4週8休以上達成		

（現場閉所履行報告書（別紙3））

(4) 評価項目⑦：ICT活用工事の実施

当該工事でICT活用工事を実施することを表明する場合に評価する。評価の対象は、ICT活用工事として発注する工事とし、施工プロセスをすべて実施する場合と、一部実施する場合で区分して評価する。

ICT活用工事の施工プロセス	評価基準	
(1) 3次元起工測量	ICT施工技術を全面的に活用 (1)～(5)をすべて実施する場合	ICT施工技術を部分的に活用 (1)～(5)のいずれか3つ以上を実施する場合
(2) 3次元設計データ作成		
(3) ICT建設機械による施工		
(4) 3次元出来形管理等の施工管理		
(5) 3次元データの納品		
評価点	1点	0.5点

エ 配置予定技術者の技術的能力〔評価点計：0～6.5点〕

評価項目	評価基準	評価点
⑧ 過去の同種工事の施工実績	あり	1～2
	なし	0
⑨ 過去3年間の工事成績評定実績	あり	1～2
	なし	0
⑩ 取得資格	あり	1
	なし	0
⑪ 継続教育(CPD)実績	あり	0.5
	なし	0
⑫ 若手技術者・担い手の育成実績	年齢が35歳未満で実績あり	1
	年齢が35歳以上40歳未満で実績あり	0.5
	なし	0

(7) 評価項目⑧：過去の同種工事の施工実績

過去3～10年間(年度)に完成し、引渡しを終了した都道府県、市町村、特別区(東京23区)、国及び公団等(国土交通省令で定める法人)の発注工事のうち、請負金額(最終)が500万円以上で、元請負者の主任技術者又は監理技術者(特例監理技術者を含む)として従事した、案件ごとに設定する同種工事の施工実績の有無について評価する。

なお、同種工事の設定にあたっては、当該工事の内容・規模・難易度等を勘案し、個別の案件ごとに設定する。

また、下水道工事である場合は、日本下水道事業団、公益財団法人神奈川県下水道公社発注工事も評価対象とすることができる。

同種工事成績の確認は、「コリンズデータ」の写しで行うこととする。ただし、コリンズデータの写しで行えない時は、当該業務に主任技術者又は監理技術者(特例監理技術者を含む)として従事したことが確認できる書類が添付されている場合に限り、これらで行うことができるものとする。

原則、工期の全期間にわたり、当該同種工事の元請負者の主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を含む）として従事していた場合に実績として評価するが、全期間でない場合であっても、当該同種工事の施工期間中に従事していたことが、実施工程表（代表者又は受任者印を押印したもの）等で確認できれば実績として評価する。

(イ) 評価項目⑨：過去3年間の工事成績評定実績

過去3年間（年度）に完成し、引渡しが終了した神奈川県県土整備局発注工事のうち、請負金額（最終）が500万円以上で、元請負者の主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を含む）として従事した工事の入札の競争参加資格で指定された登録業種が、案件ごとに設定する業種と同じ工事において、工事成績評定点80点以上の評定を受けた実績の有無について評価する。

なお、評価対象工事及び登録業種の確認は、「評価項目②：過去3年間の工事成績評定点の平均点」に記載のとおりとする。

(ロ) 評価項目⑩：取得資格

入札公告日時点における配置予定技術者の取得資格について、当該工事の工種における監理技術者の資格があり、かつ当該監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない場合に評価する。

監理技術者資格の保有及び講習受講の確認は、監理技術者資格者証の写し等で行う。

(ハ) 評価項目⑪：継続教育（CPD）実績

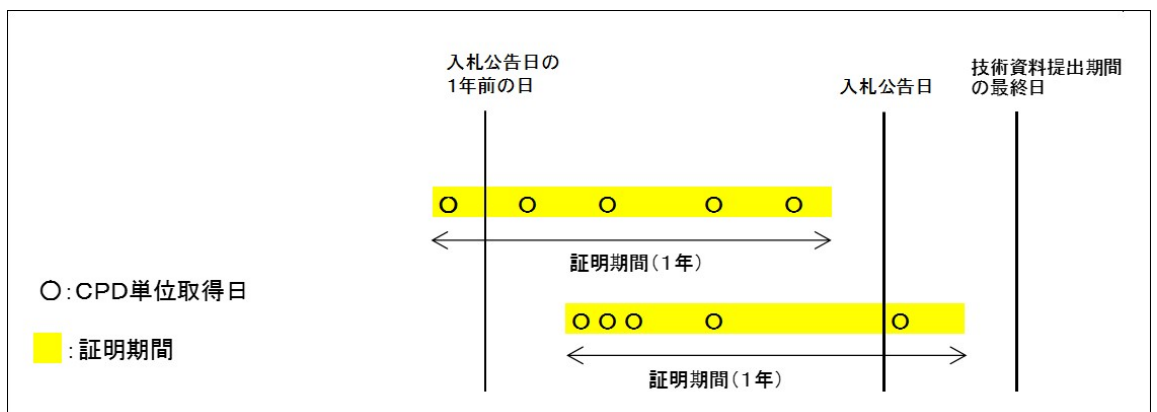
配置予定技術者の継続教育（CPD）実績（学習履歴）について、5単位／年（5認定時間／年）以上の実績がある場合に評価する。

実績の証明は、当該工事の履行に係る国家資格に関する継続教育（CPD）実績の証明（認定）機関が証明する場合に限る。（24頁参照）

ただし、実績の証明期間の最終日が、入札公告日の1年前の日から技術資料提出期間の最終日までであり、かつ、1つの証明機関によって、必要単位／年（認定時間／年）が証明される場合であること。

実績の確認は、上記証明（認定）機関の証明の写しで行う。

<参考1> 単位（認定時間）数を有効とする証明期間の考え方



<参考2> 主な国家資格、工種別の継続教育（CPD）実績の証明（認定）機関の例

国家資格	工種	証明機関	必要単位
一級土木施工管理技士	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、水道施設工事	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	5単位/年
一級造園施工管理技士	造園工事	造園CPD運営協議会	
技術士 (建設・総合技術監理(建設)部門)	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、舗装工事、しゅんせつ工事、造園工事	(公社) 日本技術士会	
一級建築施工管理技士	建築一式工事	建築CPD運営会議	5認定時間 /年
一級建築士			

(オ) 評価項目⑫：若手技術者・担い手の育成実績

過去3年間（年度）に完成し、引渡しの終了した神奈川県県土整備局発注工事のうち、工事成績評定点80点以上の評価を受けた工事で、完成時（完成検査日）に満年齢が40歳未満で元請負者の主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を含む）として従事した者を評価する。

なお、35歳未満と35歳以上40歳未満で区分して評価し、評価対象工事の期間（年度）は、「評価項目②：過去3年間の工事成績評定点の平均点」に記載のとおりとする。

完成時（完成検査日）の満年齢の確認は、健康保険被保険者証等の写しで行う。

オ 企業の社会性・信頼性〔評価点計：0～4.5点〕

評価項目	評価基準	評価点
⑬ 災害時等の地域貢献	あり	1
	なし	0
⑭ 建設業労働災害防止協会への加入	あり	0.5
	なし	0
⑮ 登録基幹技能者の配置	あり	1
	なし	0
⑯ 新卒者（技術職）の雇用実績	あり	1
	なし	0
⑰ 建設キャリアアップシステムの事業者登録【試行】	あり	1
	なし	0

(7) 評価項目⑬： 災害時等の地域貢献

入札公告日時点における災害応急工事等の地域貢献に該当する締結協定等の有無について評価する。

なお、対象とする協定等は、建設工事競争入札参加資格の認定における神奈川県独自の主観的項目の「県への貢献度」に掲げる内容に該当する県との協定等とする。

対象とする協定等の主な名称（締結所属により若干異なる場合有り。）は次のものとする。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 地震・風水害その他の災害応急工事に関する業務協定 2. 県土整備局管理道路の緊急補修工事等に関する協定（覚書） 3. （照明灯緊急工事に関する）工事請負契約書 4. （照明灯緊急工事に関する）指名業者伺定め 5. 凍雪害対策及び除雪業務契約書 6. 災害時における応急給水及び応急・復旧工事等の協力に関する協定 7. 神奈川県公共建築物に係る地震時の点検等の協力に関する協定 |
|--|

協定締結の確認は、協定等の写しで行う。

(4) 評価項目⑭： 建設業労働災害防止協会への加入

当該工事の発注年度における建設業労働災害防止協会神奈川支部への加入の有無について評価する。

加入の確認は、建設業労働災害防止協会加入証明書の写しで行う。

(5) 評価項目⑮： 登録基幹技能者の配置

案件ごとに設定する工種（複数可）の登録基幹技能者を、当該工事に各々1名以上配置する場合に評価する。評価の対象とする登録基幹技能者は、元請負者又は下請負者が雇用する者とする。

ただし、技術資料提出期限（提出期間の最終日）時点で資格を有する者に限る。

配置の確認は、登録基幹技能者講習修了証の写しで行う。

(I) 評価項目⑩：新卒者（技術職）の雇用実績

新卒者を技術職員として雇用した実績の有無について評価する。

なお、新卒者（技術職）1人以上の雇用があれば評価することとし、当該工事の発注年度を含めて3年間を対象期間（図－1）とする。

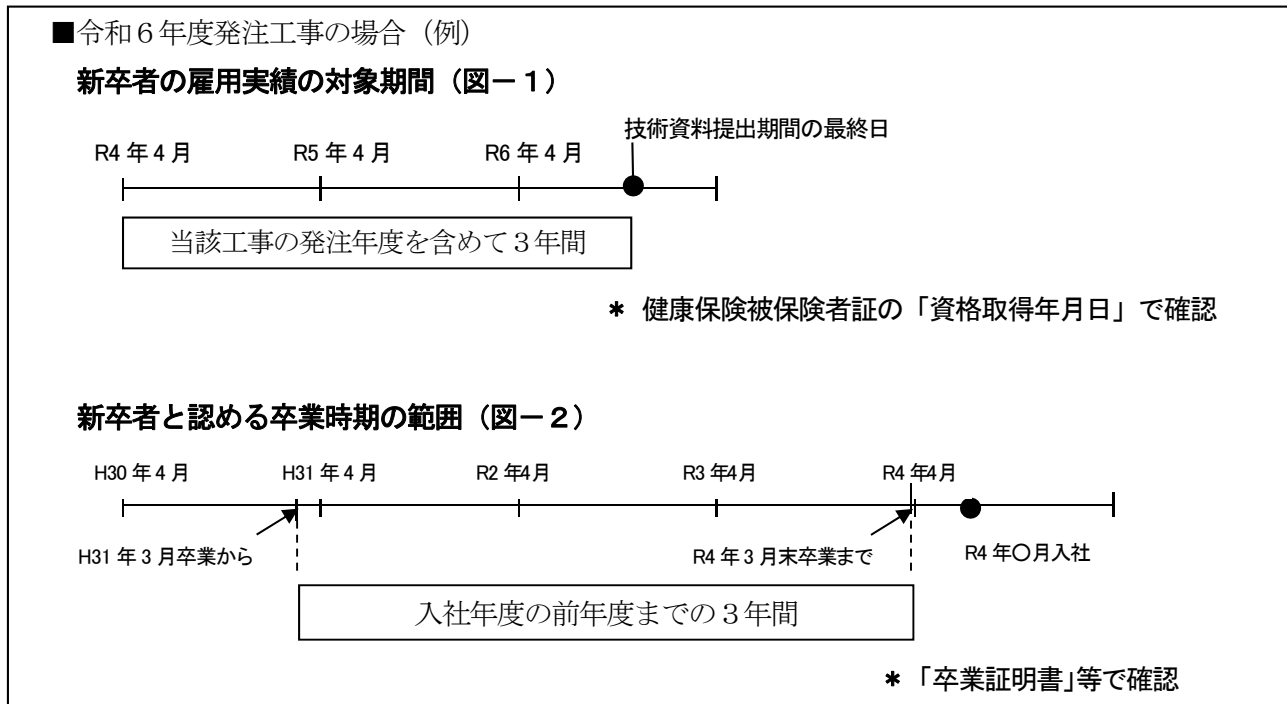
ただし、技術資料提出期間の最終日の時点で退職又は解雇している場合は評価しない。

なお、技術資料に記載した新卒者（技術職）を当該工事に配置しなくてもよい。

また、新卒者とは、建設業法第7条第2号イ及び建設業法施行規則第1条（27頁参照）に規定された学校及び学科の卒業が、3年以内の者とする。（図－2）（学校教育法による高等学校、中等教育学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、及び専修学校の卒業生又は修了生とする。ただし、専修学校においては、専門士又は高度専門士を取得した者に限る。）

雇用関係の確認は健康保険被保険者証等の写しで、新卒者の確認は卒業証明書等で行う。

<参考1>



<参考2> 建設業法施行規則

（国土交通省令で定める学科）

第1条 建設業法（以下「法」という。）第7条第2号イに規定する学科は、次の表の左の欄に掲げる許可（一般建設業の許可をいう。第4条第3項を除き、以下この条から第10条までにおいて同じ。）を受けようとする建設業に応じて同表の右の欄に掲げる学科とする。

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業、舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

(オ) 評価項目⑰：建設キャリアアップ®システムの事業者登録【試行】

技術資料提出期限（提出期間の最終日）時点における元請負者の建設キャリアアップ®システムの事業者登録の有無を評価する。

事業者登録の確認は、事業者登録完了のお知らせ（はがき）の写し、事業者登録完了メールの写し、建設キャリアアップ®システムの事業者情報画面を印刷したもの、のいずれかにより行う。

事業者情報(自社情報)	
事業者ID	75512009046022
事業者名フリガナ	(カブ) キキンニジケンセツ
事業者名	(株) 基金二次建設
事業者階層の詳細表示	
法人・個人区分	法人
法人番号	
代表者名	建川 建二
所在地	〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号 虎ノ門4丁目MTビル
電話番号	03-5473-XXXX
CI-NOの表示 工事取組元の表示 表示の詳細表示	

(建設キャリアアップ®システムの事業者情報画面例)

カ 地域特有の課題（施策）への取組〔評価点計：0～3点〕

評価項目	評価基準	評価点
自由設定項目－1	あり	1～2 ※
	なし	0
⑱ 自由設定項目－2	あり	1
	なし	0
自由設定項目－3	あり	1
	なし	0

※ 自由設定項目を1項目のみ設定する場合は、評価点を2点とすることができる。

(7) 評価項目⑱：自由設定項目

発注所属の判断により設定される評価項目で、地域特有の課題（施策）への取組（地域の特性などに応じて設定される事項）について、その該当の有無を評価する。

(4) 配置予定技術者の評価期間に休業期間が重複する場合の取扱い（評価項目⑧、⑨、⑫）

配置予定技術者の実績を評価する期間に、育児休業や介護休業等の休業期間が重複している技術者に対して、休業期間分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価することができることとする。（54頁参照）

(5) 技術資料に係るヒアリングに関する事項

総合評価方式の実施にあたっては、当該工事の内容やその特性等に応じ、ヒアリングを実施できるものとする。

なお、ヒアリングは提出された技術資料の内容（技術提案等、施工実績・工事成績等）に係る確認を目的に行うこととし、ヒアリング自体の評価は行わない。

(6) 技術資料の内容の履行に関する事項

総合評価方式の実施にあたっては、落札者の提示した技術資料の内容のうち、技術提案等、配置予定技術者及び登録基幹技能者（以下「配置予定技術者等」という。）の配置及びICT活用工事の実施は、契約内容となるため、履行の確認の方法と、これらを履行できなかった場合の措置を予め定めておくこととする。

ア 技術提案等の履行に関する事項

受注者は、技術提案等の内容及びICT活用工事の実施について、施工計画書に明記する（発注者が技術提案等の実施を認めない旨、工事打合せ簿で指示をした内容や、やむを得ない事情によりICT活用工事の実施が困難と発注者が認めた場合は除く。）とともに、発注者が、施工中に履行状況の確認ができるよう、予め工事打合せ簿に履行時期や確認方法を明記し提出すること。また、履行実績の報告（様式は任意）についても、工事打合せ簿に明記し工事完成前に提出すること。

なお、技術提案等及びICT活用工事の実施の不履行が判明した場合は、発注者は速やかに当該内容の履行について、工事打合せ簿で「文書注意（通知）」を行い、「文書注意（通知）」

を行っても履行されない場合で、受注者の責による不履行の場合は、工事打合せ簿で「文書注意（指示）」を行う。

「文書注意（指示）」を行った場合は、工事成績評定点を減点する。

また、技術提案等の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求する。

さらに、技術提案等及びICT活用工事の実施に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置を行うことも検討する。

イ 配置予定技術者等の配置に関する事項

(7) 配置予定技術者について

受注者は、技術資料に記載した配置予定技術者を契約上の主任技術者（監理技術者又は特例監理技術者）として配置しなければならない。ただし、やむを得ない事情（病気・怪我・退職・死亡等）がある場合は、その事情が証明できる資料を発注者に提出し、主任技術者（監理技術者又は特例監理技術者）の変更をすることができる。

その場合、変更後の主任技術者（監理技術者又は特例監理技術者）は、提出した技術資料のうち「配置予定技術者の技術的能力」において評価した評価点の合計と同点以上の評価となる技術者でなければならない。同点以上の評価となる技術者を配置できない場合は、工事成績評定点を減点する。

技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、競争参加資格の要件を満たす複数の候補者の技術資料を提出することができる。この場合、評価値の算出にあたっては、各候補者のうち、評価点の合計が最も低い者で評価する。

※ 工事の内容等により、監理技術者を専任で配置することを要件とする工事があるため、（入札公告兼）入札説明書を必ず確認すること。

(イ) 若手技術者について

評価項目「若手技術者・担い手の育成実績」で評価された受注者は、技術資料に記載した若手技術者を当該工事に配置しなければならない。ただし、やむを得ない事情（病気・怪我・退職・死亡等）がある場合は、その事情が証明できる資料を発注者に提出し、評価項目「若手技術者・担い手の育成実績」において評価した評価点と同点以上の評価となる技術者に変更することができる。同点以上の技術者を配置できない場合は、工事成績評定点を減点する。

(ウ) 登録基幹技能者について

評価項目「登録基幹技能者の配置」で評価された受注者は、技術資料として提出した登録基幹技能者の資格者を当該工事に配置しなければならない。ただし、やむを得ない事情（下請負者の変更等）がある場合は、同じ工種の登録基幹技能者に変更することができる。同じ工種の登録基幹技能者を配置できない場合は、工事成績評定点を減点する。

ウ ペナルティの設定（工事成績評定点の減点）

技術提案等の履行状況及び配置予定技術者等の配置状況に応じたペナルティは、次のとおりとする。ただし、減点数は最大8点までとする。

【技術提案等の履行について】

- (ア) 文書注意（通知）後に履行された場合 …………… 減点なし
- (イ) 文書注意（指示）後に履行された場合 …………… 提案内容ごとに1点減点
- (ウ) 文書注意（指示）後も不履行の場合 …………… 提案内容ごとに3点減点

【ICT活用工事の実施の履行について】

- (ア) 文書注意（通知）後に履行された場合 …………… 減点なし
- (イ) 文書注意（指示）後に履行された場合 …………… 1点減点
- (ウ) 文書注意（指示）後も不履行の場合 …………… 3点減点

【配置予定技術者等の配置について】

- (エ) 同点以上の評価となる配置予定技術者等が配置された場合 …… 減点なし
- (オ) 同点以上の評価となる配置予定技術者等が配置されなかった場合…3点減点

7 総合評価方式に係る事項の公表

総合評価方式の実施にあたっては、手続きの透明性・公平性を確保するため、入札手続き開始時及び落札者決定時において次の事項を明らかにする。

(1) 入札手続き開始時における明示

総合評価方式による入札手続きを開始する時は、「入札公告兼入札説明書」と別に添付する「総合評価方式に係る説明書」に次の事項を明示する。

ア 入札公告兼入札説明書

- (ア) 総合評価方式による入札であること
- (イ) 技術資料の提出方法、提出期限
- (ウ) 落札候補者及び落札者の決定方法

イ 総合評価方式に係る説明書

- (ア) 総合評価方式に関する事項（総合評価の方法、評価項目、評価基準、評価点、技術資料の様式及び添付資料）

(2) 落札者決定時における明示

総合評価方式により落札者を決定した時は、速やかに「入札調書」と併せて次の事項を記載した「総合評価方式に関する評価調書（様式（公表調書）」を公表する。

- ア 入札参加者の商号
- イ 入札参加者の入札価格
- ウ 入札参加者の加算点、技術評価点、評価値の算出における価格、評価値
- エ 総合評価方式の採用理由
- オ 品質確保保証価格
- カ 失格基準価格

ただし、「ウ 入札参加者の加算点、技術評価点、評価値の算出における価格、評価値」については、入札価格が制限の範囲内にある者（技術力等の評価において失格となった者を除く。）のみ明示し、制限の範囲外（「予定価格超え」と「失格 / 失格基準価格未滿」）は明示しない。

様式(公表調書)

総合評価方式に関する評価調書

工事番号	工事名	工事場所	工事概要
〇〇-〇〇	令和〇〇年度 〇〇工事 県単(その〇〇)	〇〇市〇〇-〇〇市〇〇 地内 〇〇河川〇〇川	工事延長 L=〇〇m 植生ネット工 A=〇〇〇m ² ブロック積工 A=〇〇m ²

商号	簡易な 施工計画 の技術 的所見	企業の技術的能力							配置予定技術者の 技術的能力				企業の社会的・信頼性						地域特有の課題			評価 点 計	技 術 評 価 点	入札価格 (税抜き)	評価値の算 出における 入札価格 (税抜き) 品質確保保 証価格の適用	評価値	入札結果	
		① 施工 実績	② 工 事 成 績 平 均 点	③ 優 良 工 事 表 彰 実 績	④ 地 域 精 通 度	⑤ ISO 取 得	⑥ 週 休 2 日 実 績	⑦ ICT 活 用 工 事	⑧ 施 工 実 績	⑨ 工 事 成 績 実 績	⑩ 取 得 資 格	⑪ 続 続 教 育 実 績	⑫ 若 手 担 い 手 育 成 実 績	⑬ 災 害 等 地 域 貢 献	⑭ 建 災 防 の 加 入	⑮ 登 録 基 幹 技 能 者	⑯ 新 卒 雇 用 実 績	⑰ 建 設 キ ャ ッ プ ア プ シ ス テ ム	⑱ 自 由 設 定 課 題 1	⑲ 自 由 設 定 課 題 2	⑳ 自 由 設 定 課 題 3							
1	〇〇〇〇	4.5	1	2	1.0		0.5	1	1.0	1	0		0.5	1	1	0.5	0	1	1	0	0	0	17.0	117.0	98,600,000	98,604,000	1.1865	
2	〇〇〇〇																							118,300,000				予定価格超
3	〇〇〇〇	6.0	1	0	1.5		0.5	1	1.0	0	2		0.5	1	1	0.0	0	0	0	0	0	15.0	115.0	98,595,000	98,604,000	1.1662		
4	〇〇〇〇	7.0	0	2	0.0		0.5	0	0.0	0	2		0.5	1	1	0.5	1	1	1	0	0	17.0	117.0	98,603,000	98,604,000	1.1865		
5	〇〇〇〇	9.5	1	1	1.5		0.5	1	1.0	1	2		0.5	1	1	0.5	0	0	0	0	0	21.0	121.0	98,620,000	98,620,000	1.2269		
6	〇〇〇〇	10.0	1	2	1.0		0.5	1	1.0	1	2		0.5	1	1	0.5	1	1	1	0	0	25.0	125.0	98,600,000	98,604,000	1.2676	落札	
7	〇〇〇〇	8.5	0	2	1.5		0.5	0	0.5	0	2		0.0	1	1	0.0	0	1	1	0	0	19.0	119.0	98,685,000	98,685,000	1.2058		
8	〇〇〇〇	2.5	0	0	1.0		0.0	0	0.5	0	0		0.0	1	0	0.5	1	0	0	0	0	6.0	106.0	98,700,000	98,700,000	1.0739		
9	〇〇〇〇	3.0	1	0	0.0		0.0	1	1.0	1	0		0.0	1	0	0.5	0	0	0	0	0	8.0	108.0	98,500,000	98,604,000	1.0952		
10	〇〇〇〇	3.5	0	1	0.0		0.5	0	0.0	0	0		0.5	0	0	0.5	1	0	0	0	0	7.0	107.0	98,550,000	98,604,000	1.0851		
11	〇〇〇〇																							90,000,000				失格(失格基準価格未満)
12	〇〇〇〇	6.0	0	1	0.0		0.0	0	0.0	0	0		0.0	1	0	0.0	1	0	0	0	0	8.5	108.5	99,000,000	99,000,000	1.0959		
13	以上12者																											
14																												
15																												

総合評価採用理由 当該工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することにより、工事目的物や材料等の品質管理の向上が図られる工事であり、工事の一層の品質確保を行うため。

※技術評価点(「簡易な施工計画の技術的所見」は除く。)]については、入札参加者の自己評価点を最大点としたうえで、評価値の最上位者から順に技術資料の根拠となる資料等にて確認を行い落札者を決定するため、落札者より評価値が低い入札参加者の技術評価点(「簡易な施工計画の技術的所見」は除く。)の審査は行わない。このため、落札者を除く入札参加者の技術評価点(「簡易な施工計画の技術的所見」は除く。)及び評価値は、確定値ではない。

品質確保保証価格	98,604,000円 (税抜き)
失格基準価格	93,673,800円 (税抜き)

※ 評価値は、小数点以下4位まで表示することを基本とし、評価値の最も高い者とその次の者が同点表示となってしまう場合は、両者の順位が明確になる桁数まで表示することとする。

※ 評価調書上では、評価点合計や技術評価点を小数点以下1位までの表示としているが、評価値の算出上は、端数処理をしない数値を使用する。

(3) 落札者以外の入札参加者の「技術評価点」及び「評価値」について

落札候補者より評価値が低い入札参加者の自己評価点については、技術資料の評価を行わない。このため、落札者決定後に公表する落札者以外の入札参加者の技術評価点及び評価値は、確定値とならない。

(4) 技術提案等の取扱い上の留意点

企業から提出された技術提案等については、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」(平成17年8月26日閣議決定(令和元年10月一部変更))に基づき、『民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。その上で、採用した技術提案や新技術について、評価・検証を行い、公共工事の品質確保の促進に寄与するものと認められる場合には、以後の公共工事の計画、設計、施工及び管理の各段階に反映させ、継続的な公共工事の品質確保に努めるものとする。』との取扱いに準拠するものとする。

＜ 参 考 資 料 ＞

- ・ 技術資料 提出様式一覧 33
- ・ 技術資料の提出について 49
- ・ 共同企業体の取扱い 51
- ・ 配置予定技術者の評価期間に休業期間が重複する場合の取扱い 54
- ・ 神奈川県県土整備局建設工事に係る「総合評価方式」実施要領 56
- ・ 契約内容の履行に関する調査様式 59
- ・ 神奈川県県土整備局総合評価審査委員会設置要綱 69

・ 技術資料 提出様式一覧

技術資料 提出様式 ^{※1}		総合評価方式のタイプ				頁
		標準型	簡易型	特別簡易型 (Ⅰ) (Ⅱ)		
自己評価点申請書（技術資料表紙）		◎	◎	◎	◎	34
配置予定技術者一覧		◎	◎	◎	◎	34
様式-1a	技術提案及び技術提案に係る施工計画 （提案数評価の場合）	○				41～42
様式-1aⅡ	技術提案及び技術提案に係る施工計画 （優良可評価の場合）	○				42～44
様式-1b	技術提案及び技術提案に係る施工計画	(休止中)				(休止中)
様式-1c	簡易な施工計画の技術的所見(配点10点)		○			45～46
様式-1cⅡ	簡易な施工計画の技術的所見(配点15点)		○			47～48
様式-2a	企業の技術的能力	○	◎	◎	◎	36
様式-2b	工事成績の実績表	○	◎	◎	◎	37
様式-3	配置予定技術者の技術的能力 ^{※2}	○	◎	◎	◎	38
様式-4	企業の社会性・信頼性	○	◎	◎	○	39
様式-5	地域特有の課題（施策）への取組	○	○	○		40

※1 提出様式は、「入札公告兼入札説明書」と別に添付する「総合評価方式に係る説明書」を確認のうえ、指定された様式（◎は必須で、○は案件ごとに指定）は、必ず提出すること。

※2 配置予定技術者の技術的能力については、「配置予定技術者の評価期間に休業期間が重複する場合の取扱い」に該当する場合は、55頁の様式-6を併せて提出すること。

・ 技術資料の作成及び提出にあたっての留意事項

入札参加者は、技術資料の作成にあたっては「総合評価方式に係る説明書」及び「入札公告兼入札説明書」を、技術資料を提出する際の留意事項については49～50頁「技術資料の提出について」を確認すること。

自己評価点申請書

令和 年 月 日

神奈川県〇〇土木事務所長（〇〇センター所長） 殿

（入札参加者）

↓入力

所在地
 商号又は名称
 代表者名
 連絡担当者
 電話番号

代表
 者印

次の工事について、技術資料（提出様式と添付資料）を提出します。内容については、事実と相違ないことを誓約します。

工事番号：〇土-〇〇

工事名：令和〇〇年度〇〇工事 県単（その〇）

「総合評価方式に係る説明書」に記載の評価基準に基づき、自己評価による点数を自己評価点（入札者記載欄）に記載してください。

評価種別・評価項目	評価基準	点数	自己評価点 (入札者記載欄)	提出様式
簡易な施工計画の技術的所見	—	10	—	様式-1c
企業の技術的能力				
① 過去の同種工事の施工実績	あり	1		様式-2a
	なし	0		
② 過去3年間の工事成績評定点の平均点	80点以上	2		様式-2a 様式-2b
	75点以上80点未満	1		
	65点以上75点未満	0		
	55点以上65点未満	-1		
	55点未満 実績なし	-2 0		
③ 優良工事等表彰の受賞実績	過去3年間に同じ工事分野で実績あり	1.5		様式-2a
	過去3年間に異なる工事分野で実績あり	1		
	過去10～4年間に同じ工事分野で実績あり	1		
	過去10～4年間に異なる工事分野で実績あり	0.5		
④ 地域精進度	あり	1		様式-2a
	なし	0		
⑤ ISO9001の認証取得	あり	0.5		様式-2a
	なし	0		
⑥ 週休2日制確保モデル工事の履行実績	あり	1		様式-2a
	なし	0		
⑦ ICT活用工事の実施	施工プロセス（1）～（5）をすべて実施	1		様式-2a
	いずれか3つ以上の施工プロセスを実施	0.5		
	上記以外の場合	0		
配置予定技術者の技術的能力				
⑧ 過去の同種工事の施工実績	あり	2		様式-3
	なし	0		
⑨ 過去3年間の工事成績評定実績	あり	2		様式-3
	なし	0		
⑩ 取得資格	あり	1		様式-3
	なし	0		
⑪ 継続教育（CPD）実績	あり	0.5		様式-3
	なし	0		
⑫ 若手技術者・担い手の育成実績	35歳未満で実績あり	1		様式-3
	35歳以上40歳未満で実績あり	0.5		
	なし	0		
企業の社会性・信頼性				
⑬ 災害時等の地域貢献	あり	1		様式-4
	なし	0		
⑭ 建設業労働災害防止協会への加入	あり	0.5		様式-4
	なし	0		
⑮ 登録基幹技能者の配置	あり	1		様式-4
	なし	0		
⑯ 新卒者（技術職）の雇用実績	あり	1		様式-4
	なし	0		
⑰ 建設キャリアアップシステムの事業者登録【試行】	あり	1		様式-4
	なし	0		
地域特有の課題（施策）への取組				
自由設定項目-1	あり	1		様式-5
	なし	0		
⑱ 自由設定項目-2	あり	1		様式-5
	なし	0		
自由設定項目-3	あり	1		様式-5
	なし	0		
合 計（①～⑱の合計）			0	

商号又は名称:

配置予定技術者一覧

- 1 配置予定技術者は、下記に氏名を記載し、記載した全ての技術者の技術資料(様式-3、添付資料)を作成してください。
- 2 なお、技術資料提出時に、配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者を立てることができますが、その場合は、全ての候補者の氏名を記載してください。
- 3 評価値の算出にあたっては、各候補者のうち、評価点の合計が最も低い者で評価します。

(注意) ・この様式に未記載の者や、記載があっても様式-3が無い者(様式-3に氏名の記載が無い者を含む)は、候補者になり得ません。

※JVとして入札参加する場合には、所属企業名も記載してください。ただし、単体企業として入札参加する場合は記載は不要です。

配置予定技術者1

ふりがな	
氏名	

※所属企業名

--

配置予定技術者2

ふりがな	
氏名	

※所属企業名

--

配置予定技術者3

ふりがな	
氏名	

※所属企業名

--

配置予定技術者4

ふりがな	
氏名	

※所属企業名

--

配置予定技術者5

ふりがな	
氏名	

※所属企業名

--

(様式-2a)

商号又は名称:

企業の技術的能力

太枠内の着色したセルに記載してください。

この様式に関する添付資料は、この様式の後に綴じてください。

〔評価項目①〕過去の同種工事の施工実績

実績の有無	あり	← 該当する方に○									
	なし										
工事名											
発注所属名											
工期(最終)	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで	
コリス登録番号						← 10桁の番号を入力					
備考※											

〔添付資料〕 工事実績を証明するコリスデータの写しを添付してください。コリスデータのみで証明できない場合は、その工事の契約書や図面、数量総括表等の写しをあわせて添付してください。

※ 同種工事実績に該当することの補足説明が必要な場合は、備考欄に記載すること。

〔評価項目②〕過去3年間の工事成績評定点の平均点

実績の有無	あり	← 該当する方に○
	なし	
平均点	点	(小数点以下切捨、整数止)

※ 過去3年間に該当工事がある場合は、「様式-2b」を提出してください。

〔評価項目③〕優良工事等表彰の受賞実績

実績の有無	過去3年間に同じ工事分野で実績あり	← 該当するところに○		
	過去3年間に異なる工事分野で実績あり			
	過去10～4年間に同じ工事分野で実績あり			
	過去10～4年間に異なる工事分野で実績あり			
	なし			
受賞年度	令和	年度	発注所属名	

〔評価項目④〕地域精進度

所在の有無	あり	← 該当する方に○
	なし	

〔添付資料〕 建設業の許可証等(過去5年前からの所在を証明する書類)の写しを添付してください。

〔評価項目⑤〕ISO9001の認証取得

取得の有無	あり	← 該当する方に○
	なし	

〔添付資料〕 建設工事に関する「ISO9001」認証の登録証の写しを添付してください。

〔評価項目⑥〕週休2日制確保モデル工事の履行実績

実績の有無	あり	← 該当する方に○
	なし	

〔添付資料〕 現場閉所履行報告書(別紙3)の写しを添付してください。

〔評価項目⑦〕ICT活用工事の実施

活用の有無	施工プロセス(1)～(5)をすべて実施	← 該当するところに○
	いずれか3つ以上の施工プロセスを実施	
	上記以外	

(様式-2b)

商号又は名称:

工事成績の実績表

該当する全ての工事案件について、「工事の情報」、「工事成績評定点」を記載してください。

※ JVとして入札参加する場合には、所属企業名（略称での記載可）も記載してください。略称単体企業として入札参加する場合は記載は不要です。

注1：「工事成績評定点」の記載に誤りがある場合は0点とするが、平均点が65点未満となる場合は、評価基準に基づき減点する。

注2：該当する全ての工事案件を記載することとし、欄が不足する場合は用紙を追加記載すること。

注3：該当する工事案件の記載漏れがある場合と、該当しない工事案件の記載がある場合は、この評価項目の評価点は、0点とする。

注4：該当する完成検査のみ記入すること（「出来形検査」や「部分指定に係る完成検査」は記入しないこと）。

番号	工事の情報							工事成績 評定点	所属 企業名※
	完成年度	令和	年度	検査番号		発注所属名			
1	完成年度	令和	年度	検査番号		発注所属名		点	
2	完成年度	令和	年度	検査番号		発注所属名		点	
3	完成年度	令和	年度	検査番号		発注所属名		点	
4	完成年度	令和	年度	検査番号		発注所属名		点	
5	完成年度	令和	年度	検査番号		発注所属名		点	
6	完成年度	令和	年度	検査番号		発注所属名		点	
7	完成年度	令和	年度	検査番号		発注所属名		点	
8	完成年度	令和	年度	検査番号		発注所属名		点	
9	完成年度	令和	年度	検査番号		発注所属名		点	
10	完成年度	令和	年度	検査番号		発注所属名		点	
11	完成年度	令和	年度	検査番号		発注所属名		点	
12	完成年度	令和	年度	検査番号		発注所属名		点	
13	完成年度	令和	年度	検査番号		発注所属名		点	
14	完成年度	令和	年度	検査番号		発注所属名		点	
15	完成年度	令和	年度	検査番号		発注所属名		点	
16	完成年度	令和	年度	検査番号		発注所属名		点	
17	完成年度	令和	年度	検査番号		発注所属名		点	
18	完成年度	令和	年度	検査番号		発注所属名		点	
19	完成年度	令和	年度	検査番号		発注所属名		点	
20	完成年度	令和	年度	検査番号		発注所属名		点	

(様式-3)

商号又は名称:

配置予定技術者の技術的能力

太枠内の着色したセルに記載してください。配置予定技術者の氏名が未記載の場合は、その技術者の評価点は0点とします。この様式に関する添付資料は、この様式の後に綴じてください。

配置予定技術者の氏名	1	
------------	---	--

〔評価項目⑧〕過去の同種工事の施工実績

実績の有無		あり	← 該当する方に○							
		なし								
工事名										
発注所属名										
工期(最終)	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで
コリス登録番号										← 10桁の番号を入力
備考※										

〔添付資料〕 工事実績を証明するコリスデータの写しを添付してください。コリスデータのみで証明できない場合は、その工事の契約書や図面、数量総括表等の写しをあわせて添付してください。
※ 同種工事実績に該当することの補足説明が必要な場合は、備考欄に記載すること。

〔評価項目⑨〕過去3年間の工事成績評定実績

実績の有無		あり	← 該当する方に○						
		なし							
完成年度	令和	年度	検査番号		発注所属名		評定点		点

※ 上記の「完成年度」～「評定点」まで、いずれかの記載ができない場合と、別の企業での実績の場合は、下記も記載してください。

工事名										
工事場所										
工期(最終)	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで
請負会社名	← 現在の企業と別の企業の実績の場合に記入									

〔評価項目⑩〕取得資格

資格の有無		あり	← 該当する方に○
		なし	

〔添付資料〕 監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しを添付してください。

〔評価項目⑪〕継続教育(CPD)実績

実績の有無		あり	← 該当する方に○
		なし	

〔添付資料〕 証明(認定)機関が発行する証明書の写しを添付してください。

〔評価項目⑫〕若手技術者・担い手の育成実績

実績の有無		35歳未満で実績あり	← 該当するところに○						
		35歳以上40歳未満で実績あり							
		なし							
完成検査日の年齢		歳	← 下記に記載する工事の完成検査日時点の年齢を記入してください。						
完成年度	令和	年度	検査番号		発注所属名		評定点		点

※ 上記の「完成年度」～「評定点」まで、いずれかの記載ができない場合は、下記も記載してください。

工事名										
工事場所										
工期(最終)	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで

〔添付資料〕 健康保険被保険者証の写しを添付してください。

(様式-4)

商号又は名称:

企業の社会性・信頼性

太枠内の着色したセルに記載してください。

この様式に関する添付資料は、この様式の後に綴じてください。

〔評価項目⑬〕 災害時等の地域貢献

協定等の 有無		あり
		なし

← 該当する方に○

〔添付資料〕 協定等の写しを添付してください。協定等の締結者が団体等である場合は、その協定等に基づき実際に出勤するものであることを締結者が証明する資料も添付してください。

〔評価項目⑭〕 建設業労働災害防止協会への加入

加入の有無		あり
		なし

← 該当する方に○

〔添付資料〕 建設業労働災害防止協会神奈川支部の加入証明書の写しを添付してください。

〔評価項目⑮〕 登録基幹技能者の配置

配置の有無		あり
		なし

← 該当する方に○

〔添付資料〕 登録基幹技能者講習修了証(複数指定の場合は、全て)の写しを添付してください。

〔評価項目⑯〕 新卒者(技術職)の雇用実績

雇用実績の 有無		あり
		なし

← 該当する方に○

雇用関係を確認する資料として健康保険被保険者証の写しを添付してください。健康保険被保険者証では雇用関係の確認ができない場合は、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」等、
〔添付資料〕 雇用関係を確認できる資料の写しを添付してください。
卒業年次及び規定の学校及び学科の卒業であることを確認する資料として卒業証書又は卒業証明書等を添付してください。

〔評価項目⑰〕 建設キャリアアップ®システムの事業者登録

事業者登録の 有無		あり
		なし

← 該当する方に○

〔添付資料〕 技術資料提出期限(提出期間の最終日)時点における元請負者の事業者登録を確認する資料として、事業者登録完了のお知らせ(はがき)の写し、事業者登録完了メールの写し、建設キャリアアップシステムの事業者情報画面を印刷したもの、のいずれかを添付してください。

(様式-5)

商号又は名称:

地域特有の課題(施策)への取組

太枠内の着色したセルに記載してください。

この様式に関する添付資料は、この様式の後に綴じてください。

〔評価項目⑱〕自由設定項目-1

該当の有無		あり	← 該当する方に○
		なし	

〔添付資料〕 該当事項を証明する資料の写しを提出すること。

〔評価項目⑱〕自由設定項目-2

該当の有無		あり	← 該当する方に○
		なし	

〔添付資料〕 該当事項を証明する資料の写しを提出すること。

〔評価項目⑱〕自由設定項目-3

該当の有無		あり	← 該当する方に○
		なし	

〔添付資料〕 該当事項を証明する資料の写しを提出すること。

商号又は名称：

(様式－1 a)

技術提案 及び 技術提案に係る施工計画

* 太枠内に記載

評価項目	○○○○の○○○○に関する技術提案	2枚中○枚目
<p>【詳細事項1】「□□□□・・・・・・・・・・の、□□□□□・・・・・・ ・・・・・・・・・・について」</p> <p>【詳細事項2】「□□□□・・・・・・・・・・の、□□□□□について」 <u>(30行×2枚以内、文字は、サイズ12ポイント、全角1,050文字/枚)</u></p>		
<p>1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30</p>	<p>【詳細事項1】</p> <p>《技術提案1》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p><施工計画1>・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>《技術提案2》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p><施工計画2></p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>《技術提案3》</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p><施工計画3></p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>《技術提案4》</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p><施工計画4></p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>《技術提案5》</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p><施工計画5>・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>【詳細事項2】</p> <p>《技術提案1》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p><施工計画1>・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>《技術提案2》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p><施工計画2></p>	

注1 記載にあたっては、別紙「技術提案及び技術提案に係る施工計画に関する注意事項等」を確認すること。また、原則として様式は変更しないこと。

注2 【詳細事項○】、《技術提案○》及び<施工計画○>は、上記の記載例では改行しているが、それぞれ改行せずに記入してよいこととする。

注3 【詳細事項○】、《技術提案○》及び<施工計画○>はそれぞれカッコを含めて文字数にカウントする。(例えば【詳細事項1】はカッコも含めて7文字とカウントする)

技術提案及び技術提案に係る施工計画に関する注意事項等

1. 設計図書に示す仕様どおりの施工をする上で、評価項目の詳細事項に関する技術提案及び技術提案に係る施工計画（以下「技術提案・施工計画」という。）が優れているかどうかを評価する。
2. 技術提案・施工計画は指定した行数（30行×2枚）以内に、文字は、サイズ12ポイント、かつ全角で記載することとし、1枚あたり1,050文字以内とする。必要に応じ、記載内容をイメージしやすいよう図や表を挿入しても良いが、図や表も指定した行数（30行×2枚）に含むものとする。
なお、図や表だけに記載された文章は加點評価の対象としない。また、指定された行数や文字数を超えた部分、図表を挿入する目的等で特定の行間を著しく広げた部分に掛かる技術提案及び技術提案に係る施工計画はいずれも評価しない。
3. 技術提案・施工計画は、1つの具体的工夫ごとに、1から順に技術提案番号と施工計画番号を付けて記載すること。1つの技術提案・施工計画に複数の具体的工夫を記載した場合でも、加點評価は1点とする。また、1つの具体的工夫を複数の技術提案・施工計画にわけて記載した場合でも、加點評価はあわせて1点とする。
4. 1つの具体的工夫は、具体的な提案の内容や配慮事項とその効果や目的を「技術提案〇」として記載し、その提案の「施工計画〇」として、工事の特性及び現場環境条件を踏まえた実現性のある施工手順、手法、実施箇所（実施範囲）、実施頻度、実施条件（特定の条件のときだけ行う場合）等を記載すること。なお、「必要に応じて行う」「状況によって検討する」「出来る限り努力する」等の曖昧な表現による記載内容は加點評価しない。但し、当該記載内容（実施を認めないものを除く。）についても履行しなければならない。
5. 以下に示すような技術提案・施工計画は、標準的な施工と同程度であり効果が期待できないものとし、加點評価しない。
 - ①共通仕様書・特記仕様書及び関係法令を遵守した標準的なもの
 - ②「土木工事標準積算基準書」「建築工事積算基準」等による機種を標準とするもの
 - ③設計図書で発注者が示した参考工法（参考図）によるもの
 - ④設計に計上すべきものであり、契約後に設計変更で対応するもの
6. 以下に示すような技術提案・施工計画は、実施を認めないものとし、加點評価しない。
 - ①工事目的物の変更が伴うもの
 - ②他機関等との協議を要するもの
 - ③過度なコスト負担を要するもの
7. 以下に示すような技術提案・施工計画は、現場施工に不向きな記載であり、実施を認めないものとし、提案1つあたり1点を減点する。
 - ①現場条件を踏まえていない実施不可能なもの
 - ②施工に対する安全性への配慮に欠けるもの
 - ③周辺住民や施設利用者に対して著しく迷惑となるもの
 - ④施工管理基準を満たさないもの
8. 以下に示す場合は、失格とする。
 - ①評価項目に対応した内容の記載が全く無い場合
 - ②誹謗中傷、各種法令違反、事実と反する虚偽の記載がある場合
 - ③自社の名称、過去に施工した工事名や工事場所等、自社を特定できる記載がある場合
9. 必要に応じ、本技術提案・施工計画に関するヒアリングを実施する。

商号又は名称：

(様式－1 a II)

技術提案 及び 技術提案に係る施工計画

* 太枠内に記載

評価項目	〇〇〇〇の〇〇〇〇に関する技術提案	5 枚中〇枚目
	【詳細事項1】「□□□□・・・の、□□□□□に対する取組」(5点満点) 【詳細事項2】「□□□□・・・の、□□□□□に対する取組」(5点満点) 【詳細事項3】「□□□□・・・の、□□□□□に対する取組」(5点満点) (30行×5枚以内、文字は、サイズ12ポイント、全角3,500文字以内)	
1	【詳細事項1】	
2。	
3	
4。	
5。	
6。	
7。	
8。	
9。	
10。	
11。	
12。	
13。	
14。	
15。	
16。	
17。	
18。	
19。	
20。	
21。	
22。	
23。	
24。	
25	【詳細事項2】	
26。	
27	
28。	
29	
30	

注1 記載にあたっては、別紙「技術提案及び技術提案に係る施工計画に関する注意事項等」を確認すること。また、原則として様式は変更しないこと。

注2 【詳細事項〇】は、上記の記載例では改行しているが、改行せずに記入してよいこととする。

注3 【詳細事項〇】はカッコを含めて文字数にカウントする。(例えば【詳細事項1】はカッコも含めて7文字とカウントする)

技術提案及び技術提案に係る施工計画に関する注意事項等

1. 設計図書に示す仕様どおりの施工をする上で、評価項目の詳細事項に関する技術提案及び技術提案に係る施工計画（以下「技術提案・施工計画」という。）が優れているかどうかを評価する。
2. 技術提案・施工計画は指定した行数（30行×5枚）以内に、文字は、サイズ12ポイント、かつ全角で記載することとし、3,500文字以内とする。必要に応じ、記載内容をイメージしやすいよう図や表を挿入しても良いが、図や表も指定した行数（30行×5枚）に含むものとする。
なお、図や表だけに記載された文章は加點評価の対象としない。また、指定された行数や文字数を超えた部分、図表を挿入する目的等で特定の行間を著しく広げた部分に掛かる技術提案及び技術提案に係る施工計画はいずれも評価しない。
3. 技術提案・施工計画は、具体的な提案の内容や配慮事項とその効果や目的を記述し、工事の特性及び現場環境条件を踏まえた実現性のある施工手順、手法、実施箇所（実施範囲）、実施頻度、実施条件（特定の条件のときだけ行う場合）等を記述すること。
4. 以下に示すような技術提案・施工計画は、標準的な施工と同程度であり効果が期待できないものとし、その記述内容は評価の対象としない。
 - ①共通仕様書・特記仕様書及び関係法令を遵守した標準的なもの
 - ②「土木工事標準積算基準書」「建築工事積算基準」等による機種を標準とするもの
 - ③設計図書で発注者が示した参考工法（参考図）によるもの
 - ④設計に計上すべきものであり、契約後に設計変更で対応するもの
5. 以下に示すような技術提案・施工計画は、実施を認めないものとし、その記述内容は評価の対象としない。
 - ①工事目的物の変更が伴うもの
 - ②他機関等との協議を要するもの
 - ③過度なコスト負担を要するもの
6. 以下に示す場合は、失格とする。
 - ①評価項目に対応した内容の記載が全く無い場合
 - ②誹謗中傷、各種法令違反、事実に反する虚偽の記載がある場合
 - ③自社の名称、過去に施工した工事名や工事場所等、自社を特定できる記載がある場合
7. 必要に応じ、本技術提案・施工計画に関するヒアリングを実施する。

商号又は名称：

(様式－１ｃ) ※配点 10 点の場合

簡易な施工計画の技術的所見

* 太枠内に記載

評価項目	〇〇〇〇の〇〇に係る(対する)技術的所見
	<p>【詳細事項 1】「□□□□・・・・・・の、□□□□□・・・・・・ ・・・・・・について」</p> <p>【詳細事項 2】「□□□□・・・・・・の、□□□□□について」 (20行以内、文字は、サイズ12ポイント、全角700文字/枚)</p>
1	【詳細事項 1】
2	<所見 1 >・・・・・・、・・・・・・
3	・・・・・・、・・・・・・。
4	・・・・・・、・・・・・・。
5	<所見 2 >・・・・・・
6	
7	<所見 3 >
8	
9	<所見 4 >
10	
11	【詳細事項 2】
12	<所見 1 >・・・・・・、・・・・・・
13	・・・・・・、・・・・・・。
14	・・・・・・、・・・・・・。
15	<所見 2 >・・・・・・
16	
17	<所見 3 >
18	
19	
20	

- 注 1 記載にあたっては、別紙「簡易な施工計画の技術的所見に関する注意事項等」を確認すること。また、原則として様式は変更しないこと。
- 注 2 【詳細事項〇】及び<所見〇>は、上記の記載例では改行しているが、それぞれ改行せずに記入してよいこととする。
- 注 3 【詳細事項〇】、及び<所見〇>はそれぞれカッコを含めて文字数にカウントする。(例えば【詳細事項 1】はカッコも含めて7文字とカウントする)

簡易な施工計画の技術的所見に関する注意事項等

1. 設計図書に示す仕様どおりの施工をする上で、評価項目の詳細事項に係る技術的所見が優れているかどうかを評価する。
2. 技術的所見は指定した行数（20行）以内に、文字は、サイズ12ポイント、かつ全角で記載することとし、700文字以内とする。必要に応じ、記載内容をイメージしやすいよう図や表を挿入しても良いが、図や表も指定した行数（20行）に含むものとする。
なお、図や表だけに記載された文章は加点評価の対象としない。また、指定された行数や文字数を超えた部分、図表を挿入する目的等で特定の行間を著しく広げた部分に掛かる技術的所見は、いずれも評価しない。
3. 技術的所見は、1つの具体的工夫ごとに、1から順に所見番号を付けて記載すること。
 1つの所見に複数の具体的工夫を記載した場合でも、加点評価は1点とする。また、1つの具体的工夫を複数の所見にわけて記載した場合でも、加点評価はあわせて1点とする。
4. 1つの具体的工夫は、〈所見〇〉として、工事の特性及び現場条件を踏まえた実施方法、実施箇所（実施範囲）、実施頻度、実施条件（特定の条件のときだけ行う場合）やその効果等を具体的に記載すること。なお、「必要に応じて行う」「状況によって検討する」「出来る限り努力する」等の曖昧な表現による記載内容は加点評価しない。但し、当該記載内容（実施を認めないものを除く。）についても履行しなければならない。
5. 以下に示すような技術的所見は、標準的な施工と同程度であり効果が期待できないものとし、加点評価しない。
 - ①共通仕様書・特記仕様書及び関係法令を遵守した標準的なもの
 - ②「土木工事標準積算基準書」「建築工事積算基準」等による機種を標準とするもの
 - ③設計図書で発注者が示した参考工法（参考図）によるもの
 - ④設計に計上すべきものであり、契約後に設計変更で対応するもの
6. 以下に示すような技術的所見は、実施を認めないものとし、加点評価しない。
 - ①工事目的物の変更が伴うもの
 - ②他機関等との協議を要するもの
 - ③過度なコスト負担を要するもの
7. 以下に示すような技術的所見は、現場施工に不向きであり、実施を認めないものとし、所見1つあたり1点を減点する。
 - ①現場条件を踏まえていない実施不可能なもの
 - ②施工に対する安全性への配慮に欠けるもの
 - ③周辺住民や施設利用者に対して著しく迷惑となるもの
 - ④施工管理基準を満たさないもの
8. 以下に示す場合は、失格とする。
 - ①評価項目に対応した内容の記載が全く無い場合
 - ②誹謗中傷、各種法令違反、事実と反する虚偽の記載がある場合
 - ③自社の名称、過去に施工した工事名や工事場所等、自社を特定できる記載がある場合
9. 必要に応じ、本技術的所見に関するヒアリングを実施する。

商号又は名称：

(様式－１ｃⅡ) ※配点 15 点の場合

簡易な施工計画の技術的所見

* 太枠内に記載。

評価項目	〇〇〇〇の〇〇に係る(対する)技術的所見
	<p>【詳細事項 1】「□□□□・・・・・・の、□□□□□・・・・・・ ・・・・・・について」</p> <p>【詳細事項 2】「□□□□・・・・・・の、□□□□□について」 (30行以内、文字は、サイズ12ポイント、全角1,050文字/枚)</p>
<p>1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30</p>	<p>【詳細事項 1】</p> <p><所見 1>・・・・・・、・・・・・・ ・・・・・・、・・・・・・。 ・・・・・・、・・・・・・。</p> <p><所見 2>・・・・・・</p> <p><所見 3></p> <p><所見 4></p> <p>【詳細事項 2】</p> <p><所見 1>・・・・・・、・・・・・・ ・・・・・・、・・・・・・。 ・・・・・・、・・・・・・。</p> <p><所見 2>・・・・・・</p> <p><所見 3></p> <p><所見 4></p>

注 1 記載にあたっては、別紙「簡易な施工計画の技術的所見に関する注意事項等」を確認すること。また、原則として様式は変更しないこと。

注 2 【詳細事項〇】及び<所見〇>は、上記の記載例では改行しているが、それぞれ改行せずに記入してよいこととする。

注 3 【詳細事項〇】、及び<所見〇>はそれぞれカッコを含めて文字数にカウントする。(例えば【詳細事項 1】はカッコも含めて7文字とカウントする)

簡易な施工計画の技術的所見に関する注意事項等

1. 設計図書に示す仕様どおりの施工をする上で、評価項目の詳細事項に係る技術的所見が優れているかどうかを評価する。
2. 技術的所見は指定した行数（30行）以内に、文字は、サイズ12ポイント、かつ全角で記載することとし、1,050文字以内とする。必要に応じ、記載内容をイメージしやすいよう図や表を挿入しても良いが、図や表も指定した行数（30行）に含むものとする。
なお、図や表だけに記載された文章は加点評価の対象としない。また、指定された行数や文字数を超えた部分、図表を挿入する目的等で特定の行間を著しく広げた部分に掛かる技術的所見はいずれも評価しない。
3. 技術的所見は、1つの具体的工夫ごとに、1から順に所見番号を付けて記載すること。
 1つの所見に複数の具体的工夫を記載した場合でも、加点評価は1点とする。また、1つの具体的工夫を複数の所見にわけて記載した場合でも、加点評価はあわせて1点とする。
4. 1つの具体的工夫は、<所見〇>として、工事の特性及び現場条件を踏まえた実施方法、実施箇所（実施範囲）、実施頻度、実施条件（特定の条件のときだけ行う場合）やその効果等を具体的に記載すること。なお、「必要に応じて行う」「状況によって検討する」「出来る限り努力する」等の曖昧な表現による記載内容は加点評価しない。但し、当該記載内容（実施を認めないものを除く。）についても履行しなければならない。
5. 以下に示すような技術的所見は、標準的な施工と同程度であり効果が期待できないものとし、加点評価しない。
 - ①共通仕様書・特記仕様書及び関係法令を遵守した標準的なもの
 - ②「土木工事標準積算基準書」「建築工事積算基準」等による機種を標準とするもの
 - ③設計図書で発注者が示した参考工法（参考図）によるもの
 - ④設計に計上すべきものであり、契約後に設計変更で対応するもの
6. 以下に示すような技術的所見は、実施を認めないものとし、加点評価しない。
 - ①工事目的物の変更が伴うもの
 - ②他機関等との協議を要するもの
 - ③過度なコスト負担を要するもの
7. 以下に示すような技術的所見は、現場施工に不向きであり、実施を認めないものとし、所見1つあたり1点を減点する。
 - ①現場条件を踏まえていない実施不可能なもの
 - ②施工に対する安全性への配慮に欠けるもの
 - ③周辺住民や施設利用者に対して著しく迷惑となるもの
 - ④施工管理基準を満たさないもの
8. 以下に示す場合は、失格とする。
 - ①評価項目に対応した内容の記載が全く無い場合
 - ②誹謗中傷、各種法令違反、事実に反する虚偽の記載がある場合
 - ③自社の名称、過去に施工した工事名や工事場所等、自社を特定できる記載がある場合
9. 必要に応じ、本技術的所見に関するヒアリングを実施する。

技術資料の提出について

技術資料は、下記の媒体についてとりまとめ、「入札公告兼入札説明書」の「工事別発注概要書」に記載する「技術資料の提出期間」に、発注所属の入札担当部署へ、提出してください。

1 紙媒体

- (1) 技術資料は、A4版で印刷し、自己評価点申請書（技術資料表紙）を表紙とし、表紙を1頁として、配置予定技術者一覧及び各提出様式について、添付資料を含め、全ての頁に通し番号を付するとともに、添付資料を含めた全頁数を表示する。（頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇）
- (2) 技術資料は、通し番号順に重ね、左側をホチキス留めする。資料が厚くなり、ホチキス留めが困難な場合は、紐止めも可とする。
- (3) 自己評価点申請書（技術資料表紙）には、代表者又は受任者印を押印する。押印の無い技術資料は無効とする。
- (4) 技術資料は、封筒に入れ、封筒を糊付けする。
- (5) 封筒の表面には、「工事番号」、「入札参加者名」を記載する。

2 電子媒体

- (1) 総合評価方式のタイプが「標準型」又は「簡易型」の場合で、技術提案及び技術提案に係る施工計画（様式-1a）又は（様式-1aⅡ）、簡易な施工計画の技術的所見（様式-1c）又は（様式-1cⅡ）については、記載内容を記録した電子媒体（CD-R：フォーマットはMicrosoft Word形式）を作成する。（なお、電子媒体で提出する様式は、紙媒体でも用意する。）
- (2) CD-Rは、ウイルスチェックを必ず行う。
- (3) CD-Rのラベルには、「工事番号」、「入札参加者名」、「ウイルスチェックに関する情報（対策ソフト名、ウイルス定義年月日又はパターンファイルの名称、チェック年月日）」を記載する。
- (4) CD-Rは、紙媒体とともに封筒に入れる。

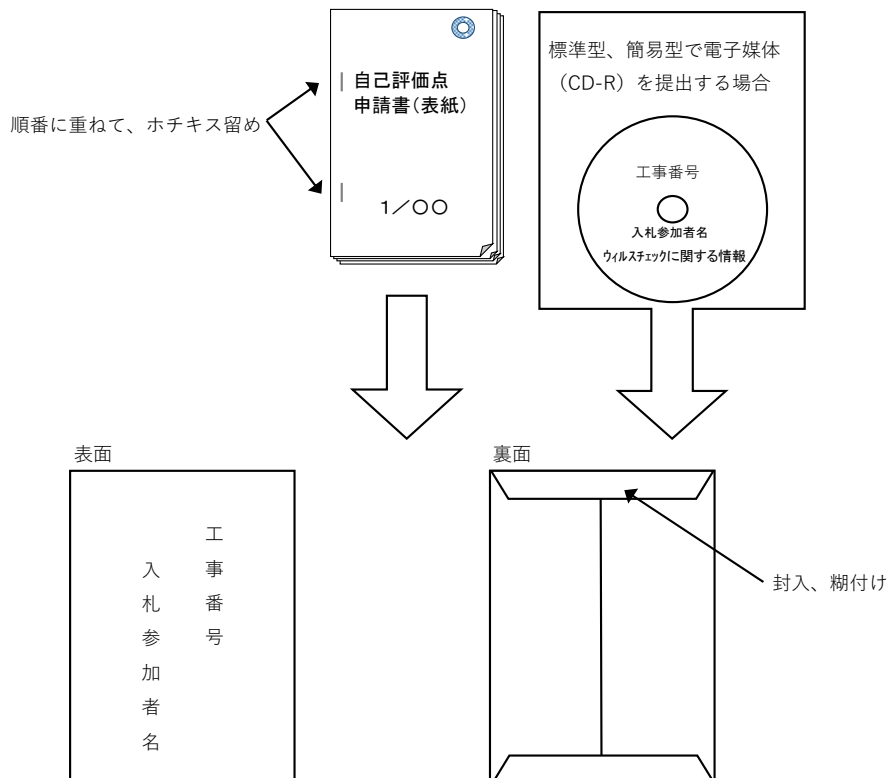
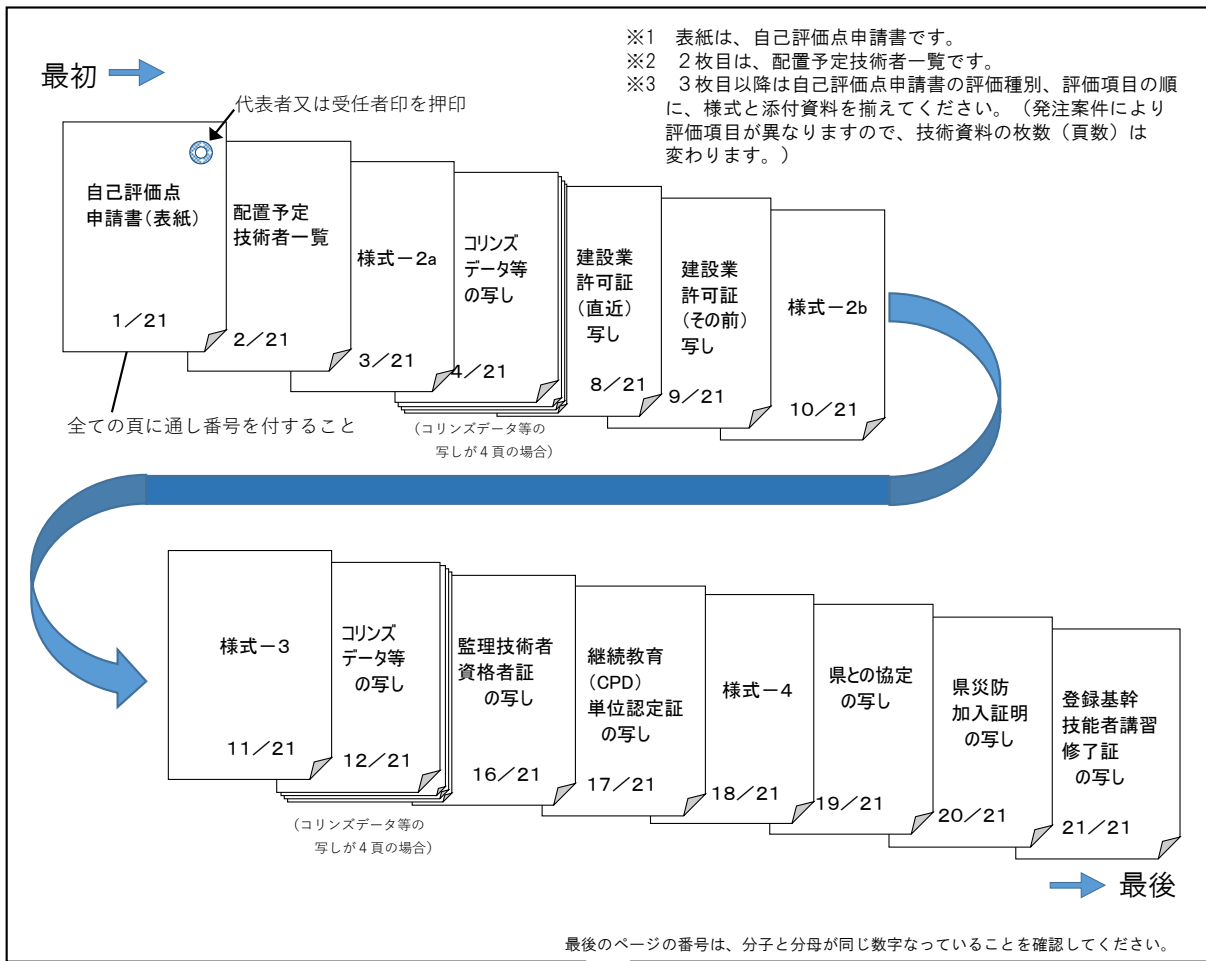
電子媒体提出時における留意事項

紙媒体と電子媒体の内容に相違がある場合は、紙媒体の内容で評価する。

電子媒体で読み取りができない場合は、電子媒体の再提出を求める。再提出方法については発注所属の指示に従うこととし、再提出期限までに提出されない場合には、当該評価項目について評価しない。

提出様式以外のデータについては、評価しない。

提出する技術資料の綴じ方



共同企業体の取扱い

単体企業として入札に参加する場合と、共同企業体（以下「JV」という。）として入札に参加する場合の、過去の単体企業又はJVでの実績等は次のとおりとする。

1 単体企業として入札に参加する場合の取扱い

- (1) 経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）での実績
評価の対象としない。
- (2) 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）での実績
代表者、構成員にかかわらず、評価の対象とする。
ただし、そのJVでの出資比率は、表-1に示す率以上であること。

表-1

構成員の数（代表者含む）	出資比率
2社	30%以上
3社以上	20%以上

2 JVとして入札に参加する場合の取扱い

(1) 受注形態別の取扱い

過去の実績の受注形態が単体企業の場合、又は特定JVの場合は代表者、構成員にかかわらず、評価の対象とする。ただし、そのJVでの出資比率は、表-1に示す率以上であること。

過去の実績の受注形態が経常JVの場合は、同じ経常JVで入札に参加する場合のみ、評価の対象とする。

(2) 評価項目別の取扱い

評価項目別取扱いは、ガイドラインの評価基準（15～28頁）によるほか、次のとおりとする。

ア 企業の技術力

評価項目	適用
① 過去の同種工事の施工実績	代表者、構成員にかかわらず、いずれか1者に実績があること。
② 過去3年間の工事成績評定点の平均点	代表者及び構成員の全ての実績を対象とし算出すること。（平均点の算出は、代表者と構成員全ての評価基準に該当する工事の工事成績評定点を加算し、その工事件数で除した値（小数点以下切り捨て、整数止め）とする。） 【計算例】 平均点 = (代表者の実績1件の評定点 + 構成員1は実績無 + 構成員2の実績5件の評定点) ÷ 工事件数6件 なお、JVで受注した工事の工事成績評定点は、今回、入札参加する代表者と構成員に同じ企業がいる場合も別々に足しあげて、平均点を算出する。
③ 優良工事等表彰の受賞実績	代表者、構成員にかかわらず、いずれか1者に実績があること。

評価項目	適用
④ 地域精通度	代表者、構成員にかかわらず、いずれか1者が所在していること。
⑤ ISO9001 の認証取得	代表者及び構成員の全てが取得していること。
⑥ 週休2日制確保モデル工事の履行実績	代表者に実績があること。
⑦ ICT活用工事の実施	代表者、構成員にかかわらず、当該工事でICT活用工事を実施することを表明すること。

イ 配置予定技術者の技術的能力

評価項目	適用
⑧ 過去の同種工事の施工実績	代表者、構成員にかかわらず、いずれか一人の配置予定技術者に実績があること。
⑨ 過去3年間の工事成績評定実績	
⑩ 取得資格	代表者及び構成員の全ての配置予定技術者に資格があり、講習を受講していること。
⑪ 継続教育（CPD）実績	代表者及び構成員の全ての配置予定技術者が実績を取得していること。
⑫ 若手技術者・担い手の育成実績	代表者、構成員にかかわらず、いずれか一人の配置予定技術者に実績があること。

※ 評価項目 ⑧過去の同種工事の施工実績、⑨過去3年間の工事成績評定実績、⑫若手技術者・担い手の育成実績は、同一の技術者の実績であること。（各評価項目別に異なる技術者を申請することはできない。）

ウ 企業の社会性・信頼性

評価項目	適用
⑬ 災害時等の地域貢献	代表者、構成員にかかわらず、いずれか1者が協定等の締結をしていること。
⑭ 建設業労働災害防止協会への加入	代表者及び構成員の全てが加入していること。
⑮ 登録基幹技能者の配置	元請負者又は下請負者が雇用する者であること。
⑯ 新卒者（技術職）の雇用実績	代表者、構成員にかかわらず、いずれか1者が雇用していること。
⑰ 建設キャリアアップシステムの事業者登録【試行】	代表者及び構成員の全てが事業者登録していること。

エ 地域特有の課題

評価項目	適用
⑱ 自由設定項目	課題ごとに設定するので、入札公告時に掲載される「総合評価方式に係る説明書」を確認すること。

【参考】

共同企業体における配置予定技術者の評価（例）について

構成員①が技術資料提出時に配置予定技術者を特定できず、3名の候補者を「候補者」として技術資料に記載した場合のJ・Vとしての合計点は、【例1：2点】、【例2：3点】となります。

配置予定技術者	評価項目				候補者毎の 評価点の合計 〔複数の候補者を 立てる場合〕	各社の 評価対象者	J・Vとしての 合計点
	⑧過去の同種工事の 施工実績（2点） 〔代表者、構成員に いづれか一人に実績があること〕	⑨過去3年間の工事 成績評定（2点）	⑩取得資格（1点） 〔代表者及び構成員の 全てに実績があること〕	⑪継続教育（CPD） 実績（0.5点）			
例1	代表構成員 A	実績なし	実績なし	実績あり	実績あり	○	3.5
	B	実績あり	実績なし	実績あり	実績あり		
	構成員① C	実績なし	実績あり	実績あり	実績あり		
	D	実績なし	実績あり	実績なし	実績なし	○ (合計点最低*)	
	構成員② E	実績あり	実績なし	実績あり	実績あり	○	
J・Vの評価	2点※2 (Eに実績があるた め)	2点※2 (Dに実績があるた め)	0点 (Dに実績が無いた め)	0点 (Dに実績が無いた め)			2点 (⑧と⑨が同一の技術 者の実績で無いため※2)
例2	代表構成員 A	実績なし	実績なし	実績あり	実績あり	○	3.5
	B	実績あり	実績なし	実績あり	実績あり		
	構成員① C	実績なし	実績なし	実績あり	実績あり	○ (合計点最低*)	
	D	実績あり	実績なし	実績なし	実績なし		
	構成員② E	実績なし	実績あり	実績あり	実績あり	○	
J・Vの評価	0点 (A, C, Eのうち一人 も実績が無いため)	2点 (Eに実績があるた め)	1点 (A, C, Eの全てに実 績があるため)	0.5点 (A, C, Eの全てに実 績があるため)			3.5点

※1 構成員①の配置予定技術者の評価は、複数の候補者のうち評価点の合計が最も低い者で評価します。（29頁）

※2 評価項目⑧と⑨は、同一の技術者の実績であること。各評価項目別に異なる技術者を申請することはできません。（52頁）

配置予定技術者の評価期間に休業期間が重複する場合の取扱い

配置予定技術者の実績（同種工事の施工実績、工事成績評定実績、若手技術者・担い手の育成実績）を評価する期間に、次の休業期間が重複している技術者に対して、休業期間分（年単位に切り上げ、最大3年まで）を、評価対象期間に加えて過去に遡り評価できることとする。

なお、継続教育（CPD）実績は対象としない。

制 度	定 義	期 間
産前休業	出産予定日の6週間前（双子以上の場合は14週間前）から請求すれば取得できる休業	6週間 (14週間)
産後休業	出産の翌日から8週間は就業することができない。産後6週間経過後、医師が認めた場合は、請求することにより就業できる	8週間
育児休業	1歳に満たない子を養育するための休業 条件により1歳6ヵ月まで延長可能	1年 (1年6ヵ月)
介護休業	要介護状態にある対象家族を介護するための休業	対象家族1人につき通算93日まで

また、介護休暇や子の看護休暇等、時間単位の取得が可能なものは対象としない。

1 追加する休業期間の考え方について

休業期間は、次のとおり1年単位に切り上げて、配置予定技術者の実績を評価する期間に加える。

休業期間	評価対象に加える期間
1年未満	1年
1年以上2年未満	2年
2年以上3年未満	3年

(参考)

「過去3年間の工事成績評定実績」において、発注年度の直近の過去3年度間に配置予定技術者が産前・産後休業と育児休業で計1年2ヵ月の休業を取得していた場合は、2年度分評価対象期間に加えるとし、過去5年度間の工事成績評定実績を対象とする。

2 確認の方法

入札参加者は、技術資料と併せて様式-6「配置予定技術者の評価対象期間の追加について」を提出してください。

なお、休業の取得状況を確認できる書類の写し（事業主が労働者に休業期間を通知した書面等（休業期間の確認ができるものに限る））を添付してください。

様式－6

令和 年 月 日

神奈川県〇〇事務所長（センター所長）殿

入札参加者 ○〇〇〇〇

配置予定技術者の評価対象期間の追加について

工事番号：〇〇－〇〇

工事名：令和〇年度 ○〇〇〇工事 ○〇（その〇）

上記工事の総合評価方式の技術資料における次の配置予定技術者の実績等評価対象期間において、下記の休業期間が評価対象期間に重複しているため、評価対象期間の追加を申請します。

配置予定技術者氏名：〇〇〇 〇〇

休業の種類：〇〇休業

休業期間：令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇〇日
（ 〇年〇ヵ月）

評価対象に加える期間：〇年（上記期間を年単位に切り上げ）

神奈川県県土整備局建設工事に係る「総合評価方式」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県県土整備局が発注する建設工事において、地方自治法施行令第167条の10の2並びに公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第2項、第12条及び第15条の規定に基づき、工事の品質確保を目的として価格と入札参加者の技術的能力を併せて評価して落札者を決定する「総合評価方式」による入札の執行にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 設計金額（税込み）が500万円以上の建設工事（政府調達協定対象建設工事は除く。）のうち、発注所属長（以下「所属長」という。）が、適当であると認めた工事を対象とする。

(用語の定義)

第3条 この要領における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 技術資料：価格以外の技術的要素を評価するために入札参加者に提出を求める資料で、別に定める「神奈川県県土整備局における総合評価方式に関する運用ガイドライン〔建設工事編〕（以下「ガイドライン」という。）」に規定する「自己評価点申請書」及び「配置予定技術者一覧表」のほか、提出様式及び添付資料を指す。
- (2) 評価値：落札候補者を決定するために算出する値をいい、技術評価点を入札価格（税抜き）で除して得た値に100万を乗じた値とする。
- (3) 技術評価点：標準点と評価点計の合計をいう。
- (4) 標準点：技術資料の審査で失格とならない者に付与される点をいい、100点とする。
- (5) 評価点：「ガイドライン」に定める評価項目ごとに評価基準に基づき付与される点をいう。
- (6) 品質確保保証価格：予定価格（税抜き）に品質確保保証価格率（％）を乗じて得た金額（但し、1円未満は切り捨てる。）をいう。
- (7) 品質確保保証価格率（％）：最低制限価格率（％）算出の具体式と同じ式を用いて求める率をいい、小数点以下第1位を切り上げて整数とする。
- (8) 失格基準価格：品質確保保証価格（税抜き）に95%を乗じて得た金額（但し、1円未満は切り捨てる。）をいい、この金額未満の入札をした者は失格とする。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 所属長は、「総合評価方式」による入札の執行にあたって、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項並びに同施行規則第12条の4の規定に基づき、落札者決定基準を定めようとするとき、又は落札候補者を決定しようとするとき（当該落札者決定基準に基づいて落札候補者を決定しようとするときに改めて意見を聴取する必要があるとの意見が述べられた場合に限る。）は、2人以上の学識経験者の意見を聴取しなければならない。

2 所属長は、技術資料を評価しようとするときは、必要に応じて2人以上の学識経験者の意見を聴取することができる。

- 3 前2項の意見聴取は、「神奈川県県土整備局総合評価審査委員会設置要綱」第6条第1項の規定により設置する小委員会、又は同条第7項に基づき開催される意見聴取会において行うこととする。但し、至急その他特別の事情がある場合にあっては、これに代えて、個別面談若しくは電子メールによる意見聴取ができるものとする。

(技術資料の提出)

第5条 所属長は、「ガイドライン」に基づき、入札参加者に対し、技術資料の提出を求めることとする。

- 2 所属長は、提出された技術資料の審査にあたって、必要に応じて当該入札参加者に対し、ヒアリングを実施できるものとする。

(評価値の算出及び落札候補者の決定)

第6条 所属長は、提出された技術資料について「ガイドライン」に基づき評価を行い、予定価格以下、失格基準価格以上で入札した者の評価値を算出する。

- 2 評価値の算出において、入札価格が品質確保保証価格未満の入札者に対しては、入札価格を品質確保保証価格に置き換えて算出する。
- 3 評価値の最も高い者を落札候補者に決定するが、その者の入札価格が、品質確保保証価格に99%を乗じて得た金額（但し、1円未満は切り捨てる。）未満から失格基準価格以上の範囲にある場合は、第7条に規定する契約内容の履行に関する調査を行う。
- 4 評価値の最も高い者が複数となった場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。
- 5 品質確保保証価格は評価値算出上の価格であって、契約金額とするものではない。

(契約金額は、その者の入札価格（入札書に記載された金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額とする。)

(契約内容の履行に関する調査)

第7条 前条第1項、第2項、第4項及び第4条第1項の規定により決定した評価値の最も高い者の入札価格が、品質確保保証価格に99%を乗じて得た金額（但し、1円未満は切り捨てる。）未満から失格基準価格以上の範囲にある場合は、その入札を行った者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かに関する調査を実施し、調査の結果、契約内容に適合した履行がされると認められたときは、落札候補者とする。

- 2 前項の調査は、当該入札価格によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを具体的に判断するため、所属長は、その入札を行った者に次の各号の資料提出を求め、事情聴取のほか、提出資料の記載内容について調査を行うものとする。

- (1) 当該入札価格で施工可能な理由（様式－1）
- (2) 品質確保の体制に関する事項（品質管理計画書）（様式－2）
- (3) 安全衛生管理の体制に関する事項（点検計画）（様式－3）
- (4) その他必要に応じて所属長が定める事項

- 3 前項の資料提出に代えて「契約内容の履行に関する調査資料等の提出に代わる申出書（様式－4）」を提出した場合は、その者の入札は無効とする。

- 4 調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められない場合は、次に評価値の高い者について、第6条及び前3項の規定により落札候補者を決定する。

(落札者の決定)

第8条 所属長は、第6条及び第4条第1項の規定により決定した落札候補者について、競争参加資格要件を満たしていること及び提出された内訳書の内容に不備が無いことを確認できれば、落札者に決定する。

2 前項の確認の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないとき、又は提出された内訳書に不備がある場合は、その者の入札を無効とし、次に評価値の高い者を落札候補者とし、前項の確認を行う。

(技術資料の作成費用)

第9条 技術資料の作成及び提出に要する一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(入札の方法)

第10条 この要領に基づく「総合評価方式」による入札の執行をする場合は、電子入札システムによる条件付き一般競争入札で執行するものとする。なお、技術資料については、当面は、電子入札システムによらず、持参又は送付により提出を求めることとする。

(その他)

第11条 この要領に定める事項のほか、総合評価方式の実施に関して必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

本要領は、平成20年4月1日から適用する。

なお、本要領の適用により、平成18年9月20日より適用の「県土整備部建設工事に係る「総合評価方式」試行要領」を廃止する。

附 則

本要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成30年4月1日から適用する。なお、本要領の適用により、「県土整備局建設工事に係る「品質確保保証価格設定型総合評価方式」試行要領」は廃止する。

附 則

本要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

本要領は、令和5年4月1日から適用する。

契約内容の履行に関する調査様式

評価値の最も高い者の入札価格が品質確保保証価格に 99%を乗じて得た金額未満から失格基準価格以上の範囲にある場合に行う「契約内容の履行に関する調査」（本文 7～9 頁参照）の様式は、次のとおりとする。

- (1) 当該入札価格で施工可能な理由（様式－1）
- (2) 品質確保の体制に関する事項（品質管理計画書）（様式－2）
- (3) 安全衛生管理の体制に関する事項（点検計画）（様式－3）

なお、（様式－1）から（様式－3）の提出を、「契約内容の履行に関する調査資料等の提出に代わる申出書（様式－4）」に代えることができる。

また、調査実施の通知については「契約内容の履行に関する調査について」にて行う。

(様式－1)

入札参加者 ○○○○○ 代表者印

当該入札価格で施工可能な理由

工事番号：○○-○○

工事名：令和○年度 ○○○○工事○○ (その○)

(作成にあたっての留意事項)

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、入札した価格で施工可能である理由を具体的に記載すること。

なお、当該様式の根拠資料として、積算内訳書を併せて提出すること。

(様式-2)

入札参加者 ○○○○○ 代表者印

品質確保の体制に関する事項
(品質管理計画書)

工事番号：○○-○○
 工事名：令和○年度 ○○○○工事○○ (その○)

施工箇所	工種	品質管理項目				費用計上の 費用計上 の有無	諸費用				試験実施(委託)者				品質管理責任者		備考				
		試験項目	試験方法	実施時期 (実施頻度)	基準及び 規格値		外部委託の 有無	費用内容	費用単位 (単位/時期)	計上した工 種等	見込額	単価 (千円)	数量	元請・下請 区分	会社名 所属	立券		責任者	会社名 所属	立券	試験結果 確認方法

(作成にあたっての留意事項)

- 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者(元請)が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費用に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。
- 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績の単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。
- 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(様式-3)

入札参加者 ○○○○○ 代表者印

安全衛生管理の体制に関する事項
(点検計画)

工事番号：○○-○○

工事名：令和○年度 ○○○○工事○○(その○)

点検項目	点検対象	対象区間	時期・頻度	点検実施者			諸費用					適用法令等	備考	
				元請・下請 区分	会社名 所属	立場	費用計上の 有無	費用負担 (元請・下請)	計上した工 種等	見込額	技術者単価 (千円)			数量

(作成にあたっての留意事項)

「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費用に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。
 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。
 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合には、「点検実施者」の欄に記載した者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合には、下請予定業者が過去1年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。
 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(様式－４)

契約内容の履行に関する調査資料等の提出に代わる申出書

令和 年 月 日

神奈川県〇〇事務所長（センター所長）殿

入札参加者 〇〇〇〇〇 代表者 印

次の工事について、「契約内容の履行に関する調査」の通知を受けましたが、契約内容の履行に関する調査資料等を提出しないことを申し出ます。この結果として、入札が無効となることについて異存ありません。

工事番号：〇〇－〇〇

工事名：令和〇年度 〇〇〇〇工事 〇〇（その〇）

契約内容の履行に関する調査について

令和 年 月 日

(入札参加者) ○○○○ 御中

神奈川県○○事務所 (センター)

貴社は、次の工事について「契約内容の履行に関する調査」の対象者であることを通知します。

工事番号：○○-○○

工事名：令和○年度 ○○○○工事 ○○ (その○)

については、次の資料（様式-1、様式-2、様式-3）を作成し、期限までに○○事務所入札担当部署へ持参してください。

なお、予め履行不能と確認された場合は、（様式-4）に代えることができます。

提出期限：令和○年○月○日 17時00分まで

注1 提出は紙媒体とし、全ての様式に「商号又は名称」を記載し、「代表者又は受任者印」を押印してください。

注2 原則、入札担当部署への持参とするが、やむを得ず持参できない場合は、事前に入札担当部署に確認の上、提出期限必着で郵便書留で送付してください。

注3 必要に応じて、提出様式の記載内容の根拠資料を添付してください。

注4 提出された資料（様式-4の場合は除く）の記載内容については、事情聴取を行います。実施日は、上記資料を受領した日の翌日以降に通知します。

問合せ先：神奈川県○○事務所（センター）○○課

電話番号：○○○-○○○-○○○○

FAX 番号：○○○-○○○-○○○○

契約内容の履行に関する調査 事情聴取について

令和 年 月 日

(入札参加者) ○○○○ 御中

神奈川県○○事務所 (センター)

貴社の「契約内容の履行に関する調査」の事情聴取は、次の日時を実施しますので、注意事項にご留意のうえ、ご来庁ください。

工事番号 : <u>○○-○○</u> 工事名 : <u>令和○年度 ○○○○工事 ○○ (その○)</u> 日時 : <u>令和○年○月○日 (○) ○時○分から</u>
--

- 注1 当日は、本紙を持参し、開始時間の5分前までに書き窓口にお越しください。
- 注2 事情聴取の会場へは、配置予定技術者（主任（又は監理）技術者）を含めた3名のみの入室とします。
- 注3 事情聴取当日は、公的機関の発行する顔写真入りの本人であることを証明する監理技術者資格者証又は免許証等を持参してください。事情聴取の開始前に確認します。
- 注4 やむを得ない事由により、上記日時の事情聴取に出席できない場合は、予め下記問合せ先に、その旨を申し出てください。

問合せ先：神奈川県○○事務所（センター）○○課

電話番号：○○○-○○○-○○○○

FAX 番号：○○○-○○○-○○○○

到着確認及び事情聴取出席予定者 返信用紙

下記に必要事項を記載のうえ、本書を（上部を切り取らずに）FAXにより、本書を受信した翌日までに返信してください。

会社名	(入札参加者) ○○○○
1人目	氏名：(配置予定技術者主任（又は監理）技術者) 名)
2人目	役職：○○ 氏名：○○ ○○
3人目	役職：○○ 氏名：○○ ○○
連絡担当者名	氏名：(上記出席予定者の方を選出してください)
連絡先電話番号	電話番号：(連絡担当者となる方の連絡先を教えてください。)

契約内容の履行に関する調査事情聴取 質問回答記録票

工事番号：〇〇-〇〇

工事名：令和〇年度 〇〇〇〇工事 〇〇 (その〇)

番号	様式	質問	回答	結果
1				
2				
3				
4				
5				
6				

契約内容の履行に関する調査結果

工事番号：〇〇-〇〇

工事名：令和〇年度 〇〇〇〇工事 〇〇 (その〇)

様式	調査の内容	判定
1		
2		
3		
4		

事情聴取の結果について

令和 年 月 日

入札参加者 ○○○○○ 殿

神奈川県○○事務所長（センター所長）印

次の工事について、「契約内容の履行に関する調査」の結果、次の理由により、契約の内容に適合した履行がされると確認できませんでしたので、入札公告兼入札説明書「12 その他（4）」により、貴社の入札は無効とします。

工事番号：○○－○○

工事名：令和○年度 ○○○○工事 ○○（その○）

理由：○○○○を確認できなかったため

問合せ先
工事契約課 ○○○○
電話番号 ○○○-○○○-○○○○

神奈川県県土整備局総合評価審査委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、神奈川県県土整備局総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 神奈川県県土整備局が所管する建設工事及び工事系委託業務に関し、総合評価方式による入札執行について審議及び意見聴取するために、委員会を設置する。

(委員会の事務)

第3条 委員会は、神奈川県県土整備局所管の建設工事及び工事系委託業務の総合評価方式による入札執行について、次の事項について審議及び意見聴取する。

- 一 総合評価方式の実施方針に関すること。
- 二 総合評価方式による評価方法の総括的な事項に関すること。
- 三 総合評価方式による落札者決定基準に関すること。
- 四 総合評価方式による入札執行に係る落札者の決定に関すること。
- 五 その他、総合評価方式の実施における必要な事項に関すること。

(委員の委嘱等)

第4条 委員は、神奈川県県土整備局職員のほか、学識経験者等の第三者の有識者から、神奈川県県土整備局長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年以内とする。
- 3 委員の再任は妨げないものとする。
- 4 委員会に委員長を置き、委員長は、互選によりこれを定める。
- 5 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、原則として毎年度1回開催するほか、必要に応じ委員長が招集するものとする。

- 2 委員会は、委員長が招集し、会務を総理する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(小委員会)

第6条 委員会には、小委員会を置き、座長は神奈川県県土整備局部長をもって充てる。

- 2 小委員会の委員は、座長が指名する委員長を除く学識経験者2名以上の委員と神奈川県県土整備局職員とし、座長が必要と認めたときは、他の者に委員としての出席を求めることができることとする。
- 3 小委員会は、第3条(委員会の事務)のうち、第三号、第四号及び第五号に記載の事務を行う。
- 4 小委員会は座長が招集し、会務を総理する。
- 5 座長が急施を要すると認めた場合は、個別に審議又は意見聴取を行うことをもって、小委員会の開催に代えることができる。
- 6 座長に事故があるときは、小委員会の委員である神奈川県県土整備局職員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

7 第3項に定める小委員会の事務のうち、個別の発注案件に係る意見聴取について、小委員会の委員である学識経験者2名以上が出席する意見聴取会を開催して行うことができる。

8 前項の規定により開催する意見聴取会には、委員以外の学識経験者を出席させ、意見聴取を行うことができる。

(委員会の公開)

第7条 委員会は原則として報道機関を通じて公開とする。ただし審議内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができる。

2 小委員会及び意見聴取会は、審議内容が個別事業の入札執行に係る事項のため、非公開とする。

(守秘義務)

第8条 委員等は第3条の事務を処理する上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、神奈川県県土整備局都市部技術管理課が行う。

(雑 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年 9月 7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 2月 8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。